第３期
熊谷市子ども・子育て支援事業計画
（案）

令和６年 12 月

熊谷市

目　次

第１章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景 3
２　計画の位置付け 4
３　計画の期間 5
４　計画の対象 6
５　計画の策定経過 6
（１）アンケート調査等の実施 6
（２）会議の開催 6
（３）パブリック・コメントの実施 6

第２章　子育て家庭を取り巻く状況

１　人口・世帯の状況 9
（１）人口の推移 9
（２）人口構成の推移 9
（３）世帯数・世帯当たりの人口の推移 10
（４）児童人口の推移 10
（５）児童人口の推計 11
２　出生の状況 12
（１）出生数の推移 12
（２）合計特殊出生率の推移 12
３　女性の労働力・婚姻の状況 13
（１）女性労働力率の推移 13
（２）未婚率の推移 14
４　ひとり親家庭の状況 16
（１）母子世帯数・人員数の推移 16
（２）父子世帯数・人員数の推移 16
５　幼児期の教育・保育の状況 17
（１）保育施設の入所児童数 17
（２）幼稚園の入園児童数 17
（３）放課後児童クラブの入室児童数 18
（４）地域子育て支援拠点の利用人数 18
６　相談の状況 19
（１）児童相談件数の推移 19
（２）養護相談の推移 19
７　アンケート調査の概要 20
（１）子ども・子育て支援に関するアンケート調査 20
（２）埼玉県子供の生活に関するアンケート調査 21

第３章　計画の基本的な考え方
１　計画の基本理念 25
２　計画の視点 26
３　計画の基本目標 27
４　施策の体系 28

第４章　教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策
１　教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方 33
（１）提供区域 33
（２）認定区分と利用可能施設 33
２　計画の推進方策 34
（１）教育・保育施設 34
（２）地域子ども・子育て支援事業 36

第５章　施策の展開
基本目標１　子育てしやすい地域環境づくりの推進 49
（１）地域における子育て支援の充実 49
（２）保育の充実 54
（３）保育所待機児童の解消 54
（４）こどもの安全の確保 55
基本目標２　母子の健康・医療の充実 56
（１）こどもや母親の健康の確保 56
（２）小児医療体制の充実 58
（３）食育の推進 59
（４）思春期保健対策の充実 60
基本目標３　次代を見据えた教育環境の整備 61
（１）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備 61
（２）家庭教育への支援 64
（３）地域の教育力の向上 65
（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進 67
基本目標４　働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進 68
（１）職業生活と家庭生活との両立支援 68
（２）経済的負担の軽減 69
（３）こどもの権利擁護の推進 70
（４）児童虐待防止対策の充実 72
基本目標５　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援 74
（１）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進 74
（２）ひとり親家庭の自立支援の推進 76
（３）障害児施策の充実 77

第６章　計画の推進に向けて

１　計画等の推進指標……83
２　計画の推進体制……84
３　計画の進捗管理……84

第 1 章　計画の策定にあたって

１　計画策定の背景

次代を担うこどもの健やかな育ちと子育てを支えることは、社会全体で取り組むべき最重要課題の一つです。近年、少子高齢化、核家族化の進行、社会環境の変化等、こどもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

本市では、平成27年３月に子ども・子育て支援法に基づく「熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、こどもの健やかな成長を支援することや、教育・保育ニーズの整備、社会基盤の構築やワーク・ライフ・バランスを実現するための意識改革等に努めてきました。

わが国では、令和元年11月に閣議決定された「子供の貧困対策に関する大綱」において、現在から将来にわたって、全てのこどもたちが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の構築を目指すとされており、令和２年３月には、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「子どもの貧困対策計画」として位置付け、本市のこども・青少年に関する施策等の関連分野の計画との整合性を図りつつ、一体的に「第２期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、社会情勢に対応したこども・子育て支援をより一層充実させるよう努めてきました。

その後、令和２年５月に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では、少子化は、個人・地域・企業・国家に至るまで多大な影響があり、社会経済の根幹を揺るがす危機的状況であるとして、結婚、妊娠、こども・子育てに温かい社会の実現に向けて、社会全体で行動を起こすべきとされており、また、令和３年４月に子ども・若者育成支援推進本部で決定された「子供・若者育成支援推進大綱」では、全てのこども・若者が健やかに成長し、全ての若者が持てる能力を生かし自立・活躍できる社会の実現を総がかりで目指すとされています。

さらに、令和５年12月に閣議決定された「こども未来戦略」において示された「加速化プラン」に盛り込まれた施策を着実に実行するため、令和６年６月に子ども・子育て支援法の一部が改正されました。今後、ライフステージを通じた子育てに関する経済的支援の強化や全てのこども・子育て世帯を対象とする支援等の拡充を実現するため、切れ目のない「こども・子育て支援」を推進することとなります。

こうした中、「第２期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」が満了することに伴い、これまでの取組などの評価を踏まえ、より効果的に施策を展開するため、「第３期熊谷市子ども・子育て支援事業計画」を策定します。

２　計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法に基づいて市町村が策定する「子ども・子育て支援事業計画」であり、「熊谷市総合振興計画」を上位計画とした福祉分野の部門別計画として位置付け、本市の関連分野の計画と整合性を図りつつ策定します。

また、次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援行動計画」、母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「自立促進計画」、子ども・若者育成支援推進法に基づく「子ども・若者計画」、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく「こどもの貧困の解消に向けた対策についての計画」として位置付け、本市のこども・青少年に関する施策について、幅広く取り組むものです。

子ども・子育て支援法（抄）

（目的）

第一条　この法律は、我が国における急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）その他の子ども及び子育てに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、もって一人一人の子どもが健やかに成長し、及び子どもを持つことを希望する者が安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする。

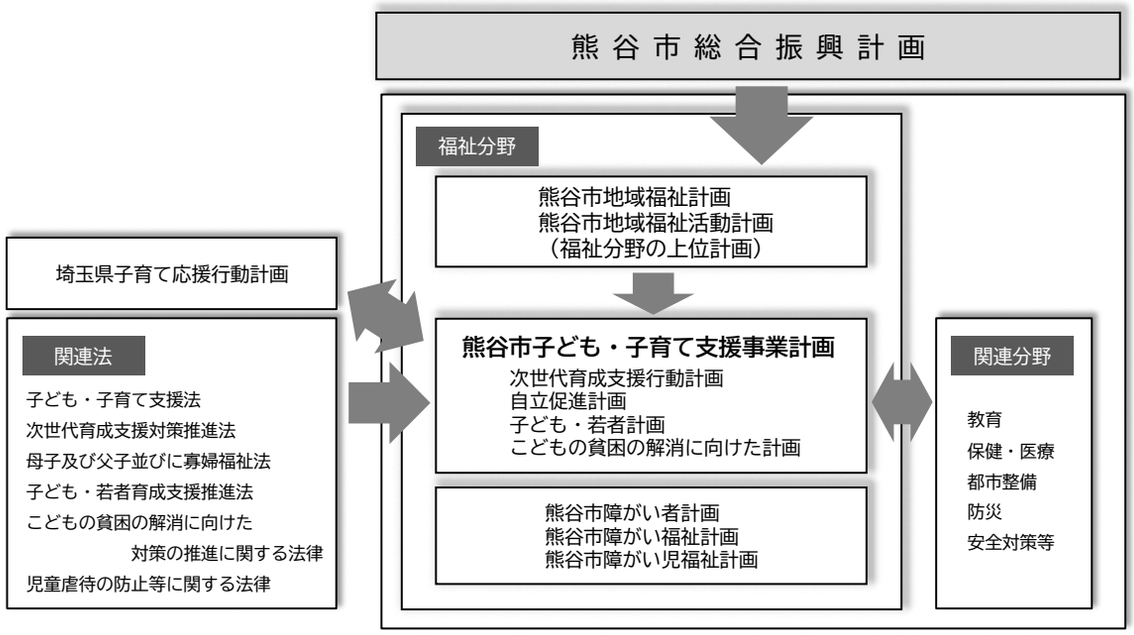
（基本理念）

第二条　子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下に、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならない。

２　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援の内容及び水準は、全ての子どもが健やかに成長するように支援するものであって、良質かつ適切なものであり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮されたものでなければならない。

３　子ども・子育て支援給付その他の子ども・子育て支援は、地域の実情に応じて、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならない。

■計画の位置付け



３　計画の期間

本計画の期間は、令和７年度から令和11年度までの５年間とします。

なお、計画期間中に法制度の変更や社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じて中間年度を目安に見直しを行うこととします。

■計画の期間

令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度	令和８年度	令和９年度	令和 10 年度	令和 11 年度
第２期熊谷市子ども・子育て支援事業計画									
				計画策定	第３期熊谷市子ども・子育て支援事業計画				

４　計画の対象

この計画は、おおむね 18 歳未満のこどもとその家庭、事業者、行政など社会全体を対象とします。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせるなど、柔軟な対応を行うこととします。

５　計画の策定経過

アンケート調査等の実施や審議会の開催により、市民や関係機関・団体、行政が協働し、計画策定を推進する体制としました。

（１）アンケート調査等の実施

子ども・子育て支援に関するアンケート調査を実施しました。

（２）会議の開催

熊谷市議会議員、学識経験者、教育・保育関係者等から構成される「熊谷市児童福祉審議会」を「子ども・子育て会議」に位置付け、計画内容を審議しました。

（３）パブリック・コメントの実施

計画を策定する過程においては、計画案の内容を公開し、広く市民の意見の収集に取り組みました。

実 施 期 間	令和６年 12 月 20 日（金）～ 令和７年１月 20 日（月）
公 表 方 法	市のホームページに掲載するほか、こども課(市役所４階）、情報公開コーナー(市役所７階）、各行政センター福祉担当係において公表
意見提出方法	１　「意見提出用紙」 に必要事項を記入の上、郵送、ファックス、電子メール、持参のいずれかの方法 ２　電子申請システムを使用して意見を送信する方法

第 2 章　子育て家庭を取り巻く状況

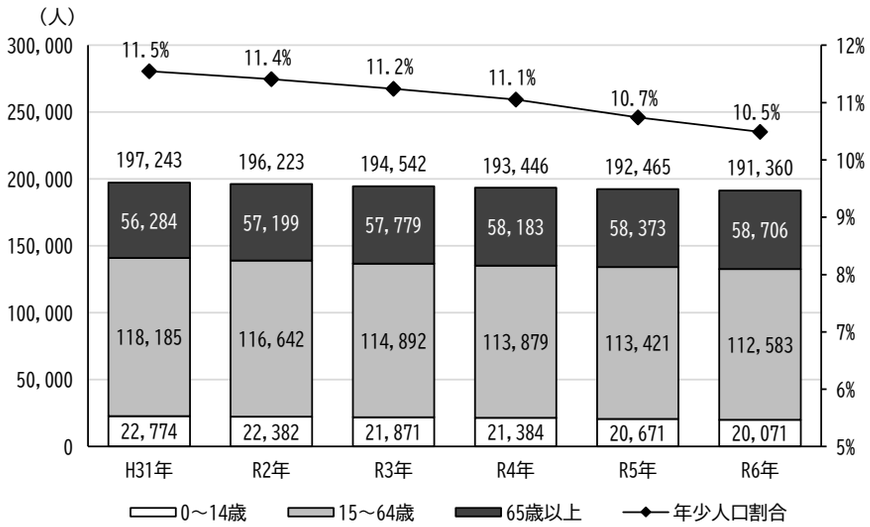
１　人口・世帯の状況

（１）人口の推移

本市の人口は、０歳から 14 歳までの年少人口、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口はともに年々減少していますが、65 歳以上の高齢者人口は年々増加しています。

平成 31 年と令和６年を比較すると、総人口は 5,883 人減少しています。

■人口



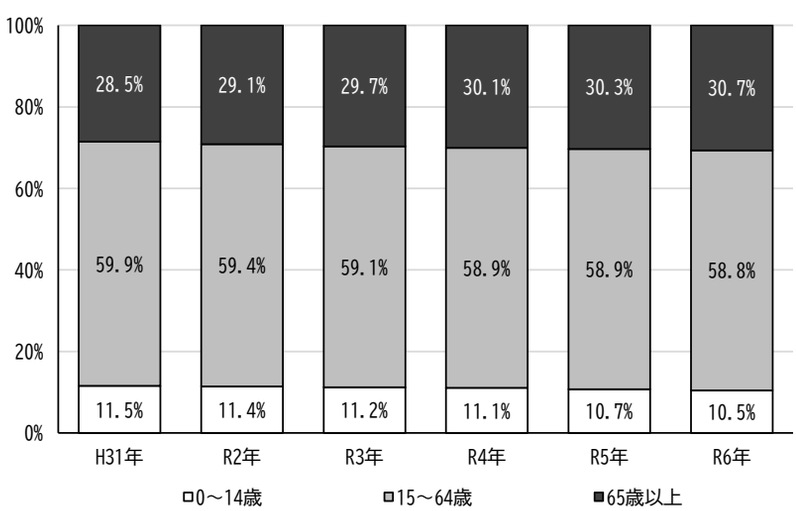
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（２）人口構成の推移

本市の人口構成割合は、平成 31 年と令和６年で比較すると、０歳から 14 歳までの年少人口割合で 11.5%から 10.5%へと 1.0 ポイント減少し、15 歳から 64 歳までの生産年齢人口割合で 59.9%から 58.8%へと 1.1 ポイント減少しています。

一方で、65 歳以上の高齢者人口割合は、28.5%から 30.7%へと 2.2 ポイント上昇しています。

■人口構成



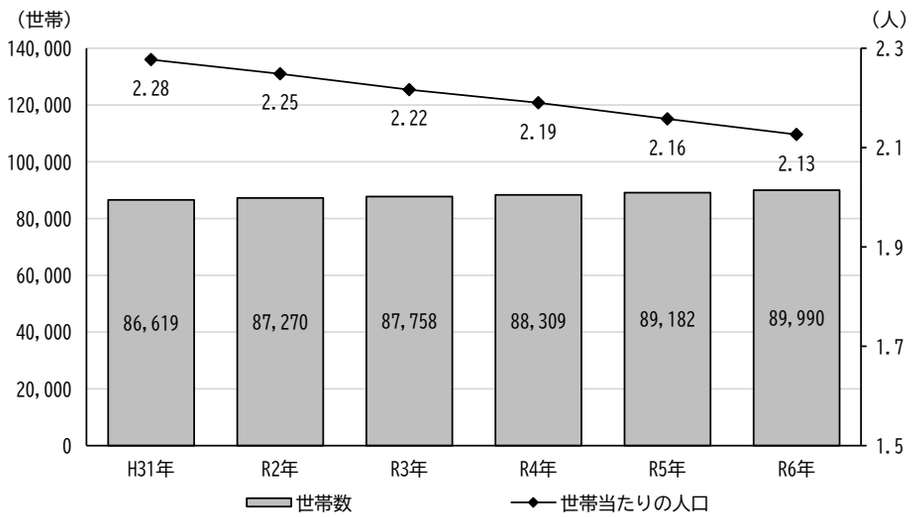
資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（３）世帯数・世帯当たりの人口の推移

本市の総世帯数は、年々増加しており、世帯当たりの人口は、年々減少しています。

平成 31 年と令和６年を比較すると、世帯数は 3,371 世帯増加し、世帯当たりの人口は 0.15 人減少しています。

■世帯数・世帯当たりの人口

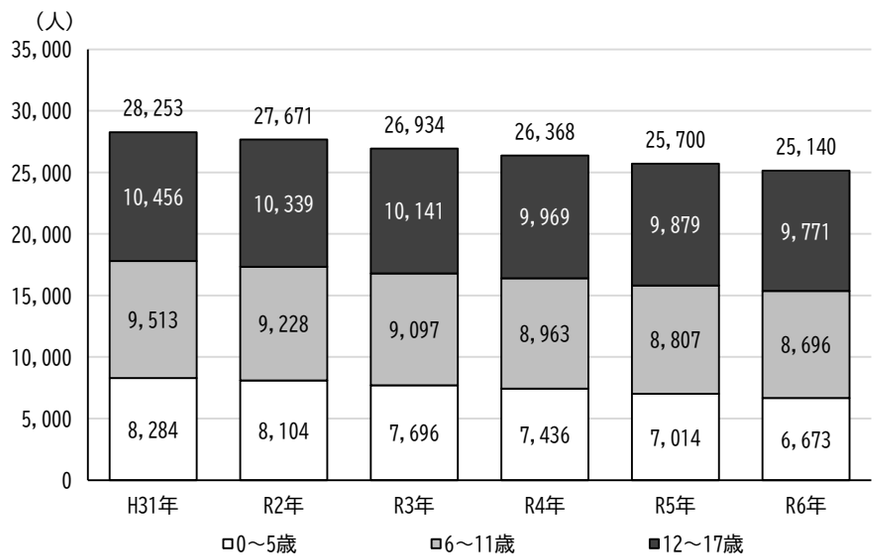


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（４）児童人口の推移

本市の０歳から 17 歳までの児童人口は、年々減少しており、平成 31 年と令和６年を比較すると 3,113 人減少しています。

■児童人口

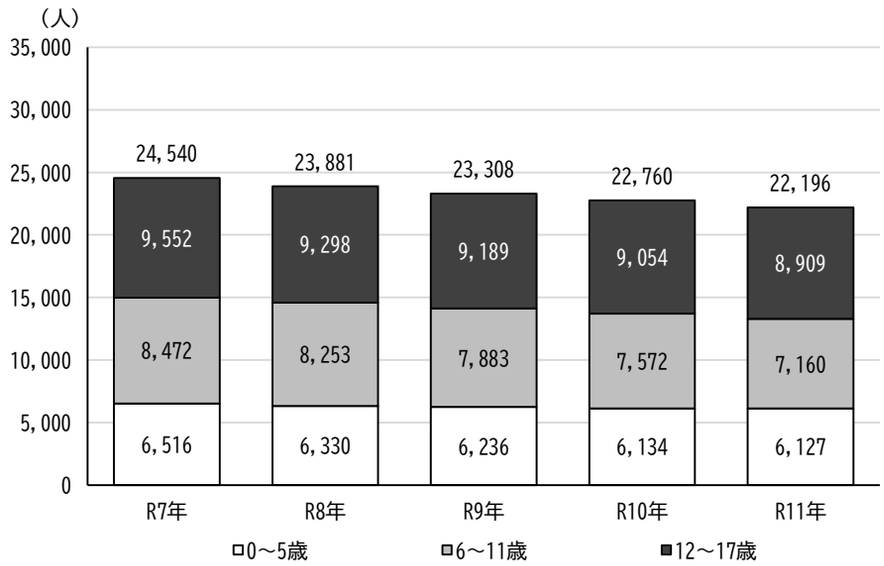


資料：住民基本台帳（各年４月１日）

（５）児童人口の推計

計画期間中における本市の０歳から 17 歳までの児童人口の推計は、年々減少すると見込まれており、令和７年から令和 11 年にかけて 2,344 人減少すると見込まれます。

■児童人口（推計）



資料：住民基本台帳を基にコーホート変化率法※を用いて推計

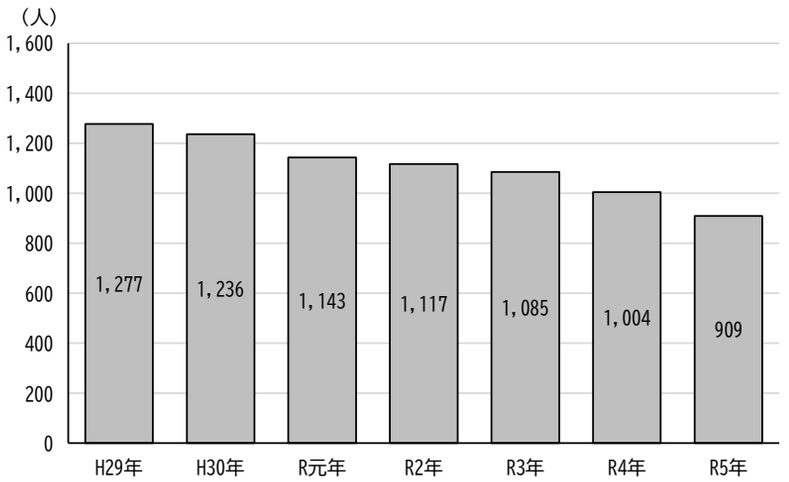
※「コーホート変化率法」とは、各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去における人口の動態から変化率を求め、それに基づき将来人口を推計する方法です。

２　出生の状況

（１）出生数の推移

本市の出生数は、平成 29 年から令和５年までの推移をみると、年々減少しており、令和５年では前年と比較して 95 人減の 909 人となっています。

■出生数

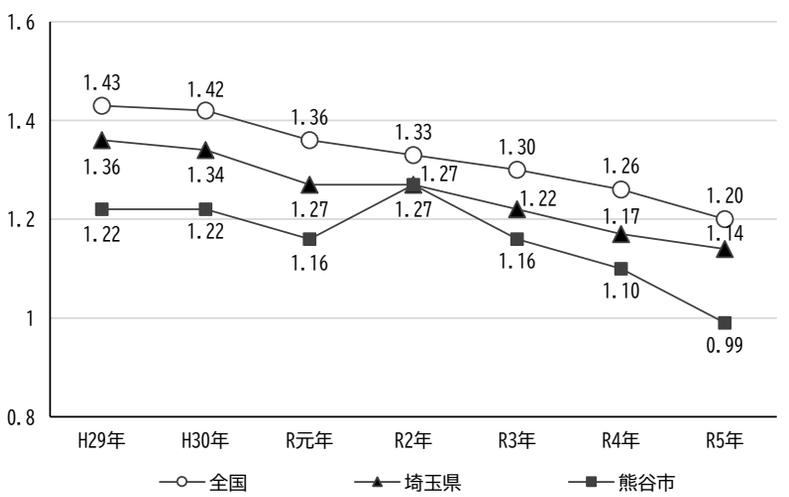


資料：埼玉県の人口動態概況

（２）合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率※は、減少傾向となっており、令和５年は 0.99 となっています。
また、埼玉県・全国と比較すると、本市は令和２年を除き毎年下回っています。

■合計特殊出生率



資料：埼玉県の合計特殊出生率

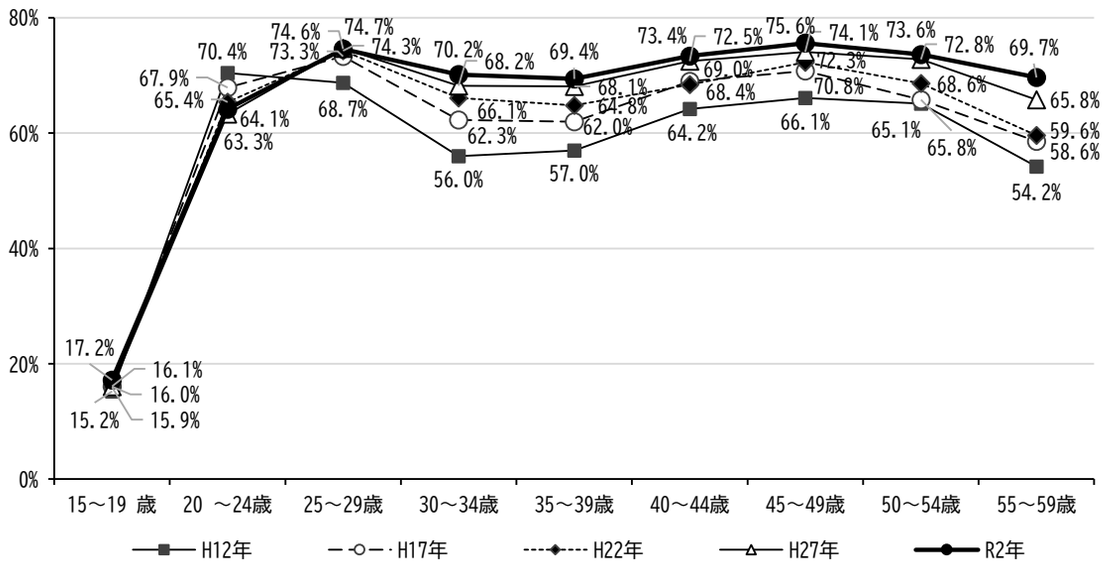
※「合計特殊出生率」とは、その年次の 15～49 歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、１人の女性が、仮にその年次の年齢別出生率で一生の間にこどもを生むと仮定したときのこどもの数に相当します。１人の女性が生涯に何人のこどもを生むかを表す数値です。

３　女性の労働力・婚姻の状況

（１）女性労働力率の推移

本市の女性の年代別労働力率※をみると、20 歳代でピークがあり、出産・育児期に低下し、40 歳代で再び上昇することで描かれるM字カーブは緩和されてきていることが見て取れます。

■女性労働力率



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
15～19 歳	15.2%	16.1%	15.9%	16.0%	17.2%
20 ～24歳	70.4%	67.9%	65.4%	63.3%	64.1%
25～29歳	68.7%	73.3%	74.3%	74.7%	74.6%
30～34歳	56.0%	62.3%	66.1%	68.2%	70.2%
35～39歳	57.0%	62.0%	64.8%	68.1%	69.4%
40～44歳	64.2%	69.0%	68.4%	72.5%	73.4%
45～49歳	66.1%	70.8%	72.3%	74.1%	75.6%
50～54歳	65.1%	65.8%	68.6%	72.8%	73.6%
55～59歳	54.2%	58.6%	59.6%	65.8%	69.7%

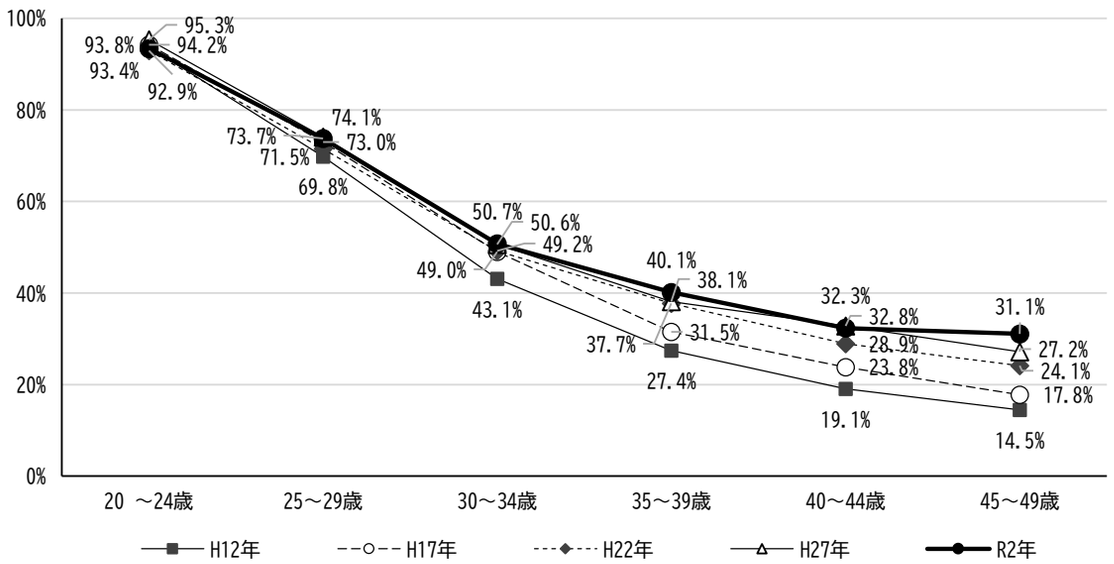
資料：国勢調査

※「労働力率」とは、生産年齢人口に占める労働力人口の比率のことです。

（２）未婚率の推移

本市の男性の未婚率の推移をみると、平成 12 年から令和２年の 20 年間で、未婚率が最も上昇した年代は、45 歳から 49 歳で 14.5%から 31.1%へと 16.6 ポイント、次いで 40 歳から 44 歳で 19.1%から 32.3%へと 13.2 ポイント、35 歳から 39 歳で 27.4%から 40.1%へと 12.7 ポイント上昇しています。

■未婚率（男性）

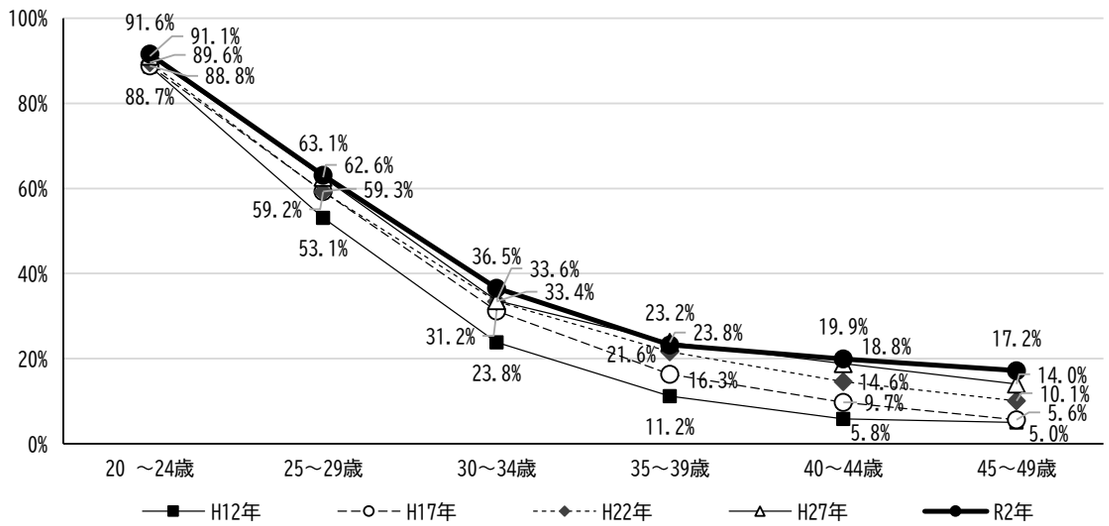


	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
20 ～24歳	93.8%	94.2%	92.9%	95.3%	93.4%
25～29歳	69.8%	73.0%	71.5%	74.1%	73.7%
30～34歳	43.1%	49.0%	49.2%	50.6%	50.7%
35～39歳	27.4%	31.5%	37.7%	38.1%	40.1%
40～44歳	19.1%	23.8%	28.9%	32.8%	32.3%
45～49歳	14.5%	17.8%	24.1%	27.2%	31.1%

資料：国勢調査

本市の女性の未婚率の推移をみると、平成 12 年から令和２年の 20 年間で、未婚率が最も上昇した年代は、40 歳から 44 歳で 5.8%から 19.9%へと 14.1 ポイント、次いで 30 歳から 34 歳で 23.8%から 36.5%へと 12.7 ポイント、45 歳から 49 歳で 5.0%から 17.2%へと 12.2 ポイント、35 歳から 39 歳で 11.2%から 23.2%へと 12.0 ポイント上昇しています。

■未婚率（女性）



	H12年	H17年	H22年	H27年	R2年
20 ～24歳	88.7%	88.8%	89.6%	91.1%	91.6%
25～29歳	53.1%	59.3%	59.2%	62.6%	63.1%
30～34歳	23.8%	31.2%	33.4%	33.6%	36.5%
35～39歳	11.2%	16.3%	21.6%	23.8%	23.2%
40～44歳	5.8%	9.7%	14.6%	18.8%	19.9%
45～49歳	5.0%	5.6%	10.1%	14.0%	17.2%

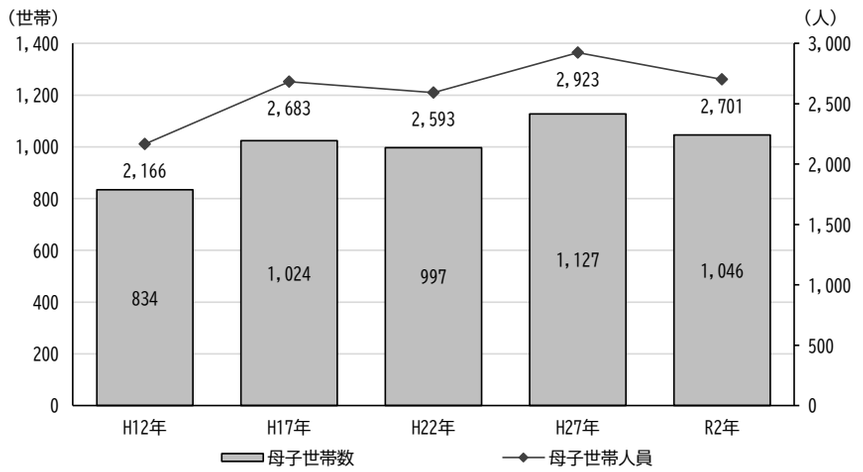
資料：国勢調査

４　ひとり親家庭の状況

（１）母子世帯数・人員数の推移

本市の母子世帯数と人員数は、年々増減を繰り返していますが、平成12年と令和２年を比較すると、世帯数は212世帯、世帯人員は535人増加しています。

■母子世帯数・人員数

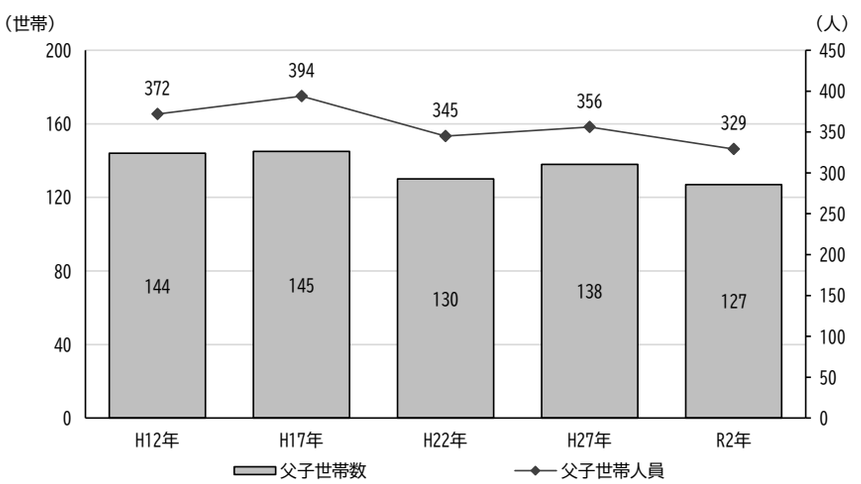


資料：国勢調査

（２）父子世帯数・人員数の推移

本市の父子世帯数と人員数は、年々増減を繰り返していますが、平成12年と令和２年を比較すると、世帯数は17世帯、世帯人員は43人減少しています。

■父子世帯数・人員数



資料：国勢調査

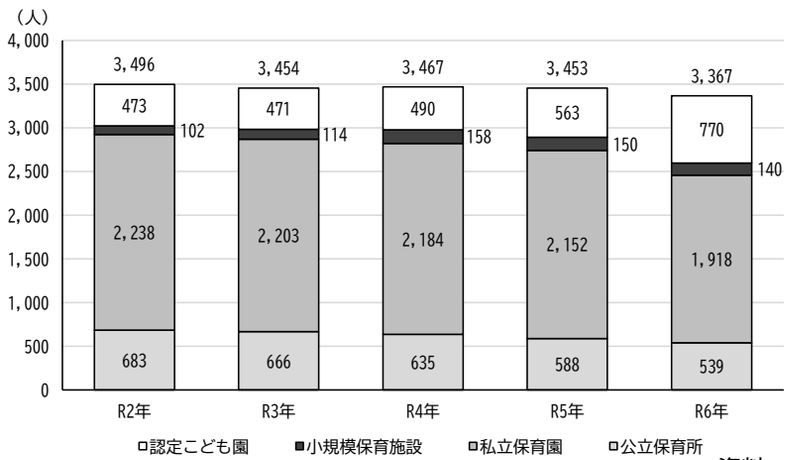
５　幼児期の教育・保育の状況

（１）保育施設の入所児童数

令和６年４月１日現在の各保育所の入所児童数は、公立保育所が 539 人、私立保育所が 1,918 人、小規模保育施設が 140 人、認定こども園が 770 人となっています。

令和２年と令和６年を比較すると、公立保育所は 144 人、私立保育所は 320 人減少している一方で、小規模保育施設は 38 人、認定こども園は 297 人増加しています。

■入所児童数



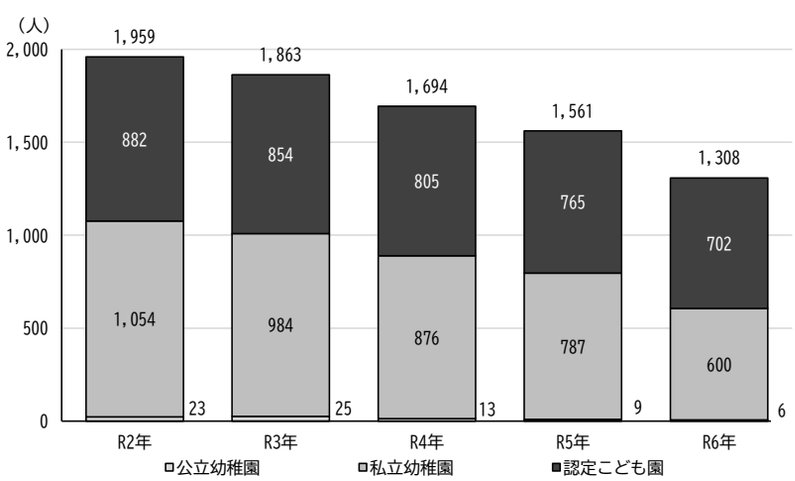
資料：保育課（各年４月１日）

（２）幼稚園の入園児童数

令和６年５月１日現在の各幼稚園の入園児童数は、公立幼稚園が６人、私立幼稚園が 600 人、認定こども園が 702 人となっています。

令和２年と令和６年を比較すると、公立幼稚園は 17 人、私立幼稚園は 454 人、認定こども園は 180 人減少しています。

■入園児童数

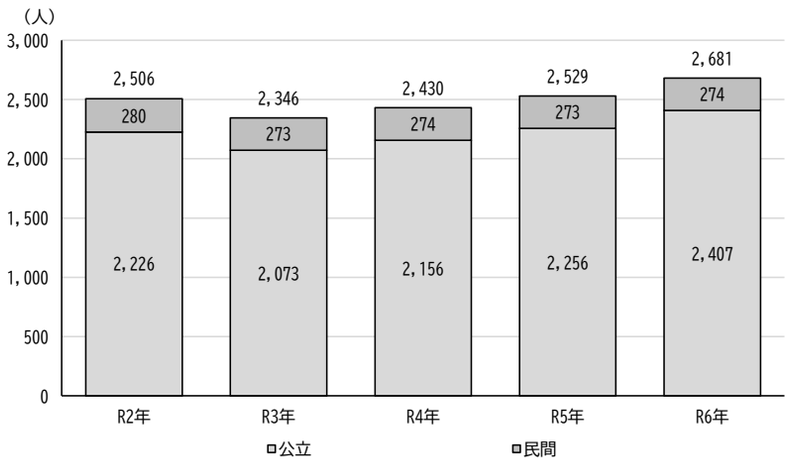


資料：学校基本調査、保育課（各年５月１日）

（３）放課後児童クラブの入室児童数

放課後児童クラブの入室児童数は、新型コロナウイルス感染症による影響により令和３年に減少しましたが、その後増加傾向となっており、令和６年は 2,681 人となっています。

■入室児童数

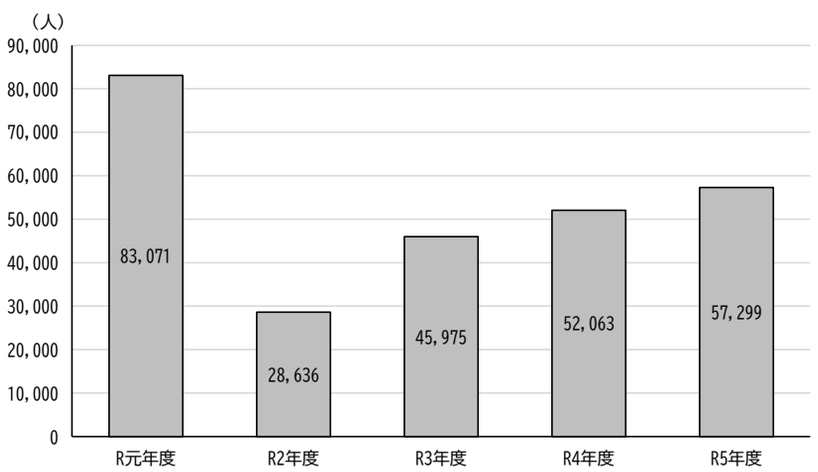


資料：保育課（各年５月１日）

（４）地域子育て支援拠点の利用人数

地域子育て支援拠点の利用人数（延べ利用人数）は、令和元年度は 83,071 人でしたが、令和２年度に新型コロナウイルス感染症の影響で大幅に減少しました。新型コロナウイルス感染症の流行が収まると徐々に復調し、令和２年度と令和５年度を比較すると、28,663 人の増加となりました。

■延べ利用人数



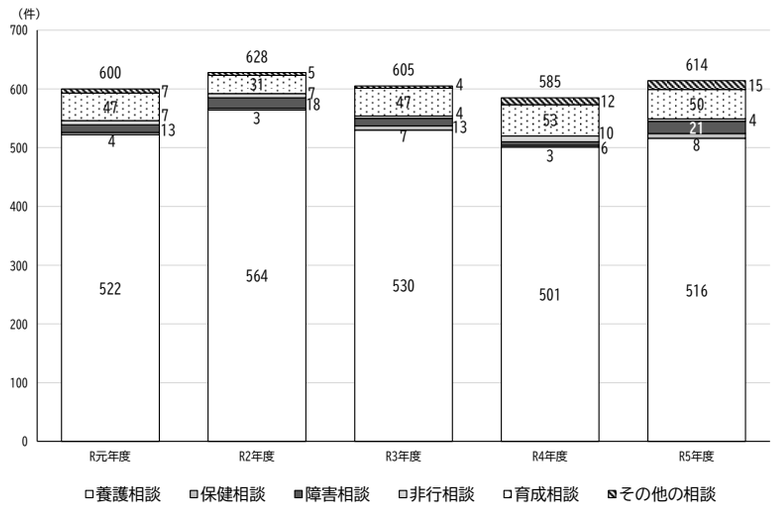
資料：こども課（各年度末）

６　相談の状況

（１）児童相談件数の推移

本市の児童相談件数は、年々増減を繰り返していますが、令和５年度は 614 件となっています。
相談内容の内訳は、養護相談が 516 件と最も多くなっています。

■相談件数

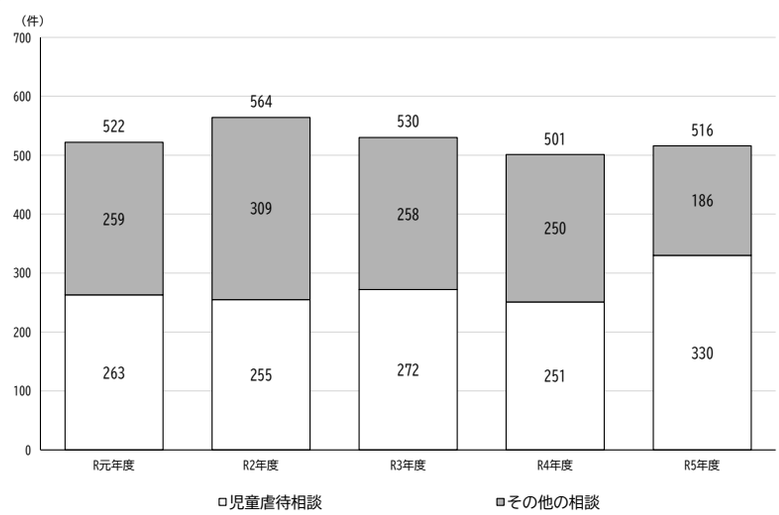


資料：こども課（各年度末）

（２）養護相談の推移

本市の養護相談の件数は、年々増減を繰り返していますが、令和５年度は 516 件となっています。
養護相談内容の内訳は、児童虐待相談が 330 件と多くなっており、その他の相談が 186 件となっています。

■養護相談件数



資料：こども課（各年度末）

7　アンケート調査の概要

（1）子ども・子育て支援に関するアンケート調査

本計画の策定に向けて、教育・保育・子育て支援を計画的に整備するために、市民の利用状況や利用希望を把握することを目的とした「子ども・子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

ア．実施概要

調査地域：熊谷市全域
調査方法：郵送による調査依頼文の配布、Ｗｅｂによる回答
調査時期：令和６年２月 28 日（水）～ 令和６年３月 15 日（金）
調査対象：熊谷市内にお住まいで０歳から小学生のこどもを持つ保護者

イ．回収結果

調査種類	配布件数	回収件数	回収率
就学前児童の保護者	2,000 件	1,103 件	55.2%
5 歳以上児童（小学生）の保護者	1,000 件	567 件	56.7%
合計	3,000 件	1,670 件	55.7%

※小数点第２位を四捨五入

ウ．対象事業

このアンケート調査に基づいて、第４章「教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策」について、検討しました。

エ．分析結果から考察される主な課題

・保護者の就労状況について、父親は「就学前児童」、「５歳以上児童」ともに９割以上がフルタイムで働いている一方で、母親がフルタイムで働いている割合は、「就学前児童」が 46.8%、「５歳以上児童」が 38.0%となっており、仕事と育児の両立の難しさがあると考えられる。
・市で実施している事業の認知度と利用意向について、「知っている事業はない」が 1.0%と子育て支援に関する事業の認知度の割に、「利用したい事業はない」が 19.2%と高くなっている。必要と感じていない、事業自体の魅力が低いのか等の理由が考えられる。
・本市における子育て環境や支援への満足度について、「就学前児童」、「５歳以上児童」ともに「満足」と「ほぼ満足」を合わせると 23.8%であり、「不満」「やや不満」は、「就学前児童」は 31.3%、「５歳以上児童」は 24.9%となっており、不満と感じている割合が満足と感じている割合を上回っている。今後、更なる子育て環境、支援の充実が期待されている。

（２）埼玉県子供の生活に関するアンケート調査

本計画の策定に当たっては、様々な境遇の児童・保護者の意見を把握するため、埼玉県全体の調査結果を活用しました。その上で、熊谷市の児童・保護者の回答を抽出・分析し、地域性を踏まえたものにしています。

埼玉県が「子育て応援行動計画」の見直しデータとして活用するため、本市を含めた６市３町の小学５年生の児童、中学２年生の生徒とそれぞれの保護者を対象として貧困の実態把握等に関するアンケート調査を実施しました。

ア．実施概要

調査対象：公立小学校第５学年児童とその保護者（対象 17 校）
　　公立中学校第２学年生徒とその保護者（対象 12 校）
調査方法：小学校・中学校経由でアンケート票を配布・回収
調査時期：令和５年７月 12 日（水）～ 令和５年７月 31 日（月）

イ．回収結果

調査種類		配布件数	回収件数	有効回収件数	有効回収率
小学 5 年生	児童	1,004 件	902 件	899 件	89.5%
	保護者	1,004 件	764 件	757 件	75.4%
中学 2 年生	生徒	1,227 件	855 件	855 件	69.7%
	保護者	1,227 件	700 件	698 件	56.9%

※小数点第２位を四捨五入

ウ．分析結果から考察される主な課題

・学習習慣や成績に対する生活状況による影響は、年齢が高くなるほど大きくなっており、中学２年生では、世帯収入が低いほど成績や授業の理解度も低くなっている傾向がある。
・食事に対する生活状況による影響は、世帯収入が低いほど「毎日食べる（週７日）」割合が低くなっている。また、就寝時間に対する生活状況による影響はほとんどみられない。
・人間関係に対する生活状況による影響は、困ったときに相談できる相手として、生活状況に関わらず「親」や「学校の友達」の割合が高くなっている。また、小学５年生では「きょうだい」や「学校外の友達」、中学２年生では「ネットで知り合った人」の割合が高い傾向にあり、犯罪等に巻き込まれる等の影響が懸念される。
・世帯収入が低いほど生活満足度も低くなっており、生活状況が精神状態や生活満足度に影響し自己肯定感の低下につながっていると考えられる。
・各支援の利用者は、「友だちが増えた」、「ほっとできる時間が増えた」など、６割以上が何らかの変化があったと感じており、今後もこどもの居場所等の支援の充実が重要であると考えられる。

第 3 章　計画の基本的な考え方

１　計画の基本理念

本計画においては、上位計画である、「第２次熊谷市総合振興計画（後期基本計画）」「第４次熊谷市地域福祉計画・熊谷市地域福祉活動計画」及び令和５年 12 月 22 日に閣議決定された、こども基本法に基づく「こども大綱」の基本方針を踏まえ、全てのこどもが安心して生活ができ、親も安心して子育てができるよう、行政と市民が一体となってこども及び子育て家庭を支援していきます。

基本理念１　全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念２　社会とつながり、地域で支える子育てにやさしい地域環境づくり

基本理念３　こどもが持つ潜在能力を引き出し、健やかな成長を促す成育環境づくり

（１）全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

子育てと就労の両立を望む親が、自らの意欲や能力を持って多様な働き方が選択できる柔軟な社会体制、経済的・精神的に安心して子育てができる支援体制の構築が望まれています。家庭の形が変化する中で、全ての子育て家庭に対し、切れ目のない支援ができる子育て環境づくりを進めていきます。

（２）社会とつながり、地域で支える子育てにやさしい地域環境づくり

地域コミュニティが希薄化する中で、子育て中の孤独・孤立が社会問題化していますが、熊谷市内には、子育てに関する地域の相談機関や「こどもの居場所」を支援する活動団体などが多数あります。市民・地域・行政機関等が適切に連携・協働し、包括的な支援体制を構築し、子育てにやさしい地域環境づくりを進めていきます。

（３）こどもが持つ潜在能力を引き出し、健やかな成長を促す成育環境づくり

こどもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりを通して豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。こどもに学習の機会、体験の機会を提供し、こどもが自分自身の持つ能力に気づくことのできる環境づくり、それぞれのこどもが持つ能力を伸ばせる環境づくりを進めていきます。

２　計画の視点

本計画においては、第２期計画の９つの基本的視点を取り入れ、こども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、こども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

（１）こどもの視点

こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を進めます。

（２）次代の親の育成という視点

豊かな人間性を育み、次代の親として自立できるよう、長期的視点に立ち、こどもの健全育成のための取組を進めます。

（３）サービス利用者の視点

社会及び生活環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者ニーズも多様化しているため、それらのニーズに柔軟に対応できるよう利用者の視点に立った取組を進めます。

（４）社会全体による支援の視点

保護者は、子育てにおいて第一義的責任を有するという基本認識の下、企業や行政、地域社会が一体的にこどもと家庭を支えていくことができるよう取組を進めます。

（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、働き方の見直しを推進していくためにも、企業をはじめとし社会全体で子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取組を進めます。

（６）全てのこどもと家庭への支援の視点

貧困や虐待等の社会的養護を必要とするこどもの増加に対して、個々で抱えている問題に対応できるよう体制整備を推進し、こどもと家庭への包括的な支援を進めます。

（７）地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の関係団体や民間事業者、各種公共施設等の地域における様々な社会資源を有効に活用し、多様化するニーズに対応できるような取組を進めます。

（８）サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービスの質と量を適切に確保することや、人材の資質向上、社会資源の整備の推進、情報公開やサービス評価等の取組を包括的に進めます。

（９）地域特性の視点

地域によって利用者ニーズは異なることから、市及び地域の現状を踏まえた実行性のある取組を効果的に進めます。

３　計画の基本目標

３つの基本理念を実現するため、引き続き第２期計画の９つの基本的視点を取り入れた５つの基本目標を設定し、第２期計画の評価等を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標１　子育てしやすい地域環境づくりの推進

地域の育成力を高めるため、地域全体でこどもを見守り育む意識の啓発を図るとともに、こどもたちの声を聞き、自主的な活動ができるよう安全・安心な居場所づくりを促進し、こどもの育ちを身近な地域で支えあえる体制づくりを推進します。

基本目標２　母子の健康・医療の充実

妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行うとともに、育児不安等の様々な問題に対応するため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育、医療の充実、食育の推進、また、こどもの思春期における保健教育等の充実を図ります。

基本目標３　次代を見据えた教育環境の整備

こどもの豊かな感性を育み、基本的な生活習慣が定着するよう地域や自然とのふれあいなどを大切にし、こどもたちが自らを律し他者とも協調を図りながら、他人を思いやる心や感動する心など豊かな人間性を身に付けられるよう教育力向上のための取組を推進します。

基本目標４　働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境を整備し意識啓発を図るとともに、安全で安心な暮らしができるようこどもの権利擁護を推進します。

基本目標５　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

こどもの貧困の解消に向けた対策を推進するとともに、児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族へ、きめ細かな支援を推進します。

４　施策の体系

【基本目標】	【政策】	【施策】
【基本目標１】子育てしやすい地域環境づくりの推進	（１）地域における子育て支援の充実	①　相談・情報提供の充実
		②　子育て支援の拠点整備・活動支援
		③　児童の養育支援の充実
		④　安全・安心のまちづくりの推進
		⑤　住環境の支援
	（２）保育の充実	①　多様な保育の充実
		②　保育の資質向上
	（３）保育所待機児童の解消	①　保育所待機児童の解消
	（４）こどもの安全の確保	①　交通安全を確保するための活動の推進
		②　こどもを犯罪の被害から守るための活動の促進
【基本目標２】母子の健康・医療の充実	（１）こどもや母親の健康の確保	①　母子保健事業の推進
		②　人材の育成
	（２）小児医療体制の充実	①　小児救急医療体制の充実
		②　こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進
	（３）食育の推進	①　妊娠期からの食育の推進
		②　食育の推進
	（４）思春期保健対策の充実	①　こどもの心と体の健康支援
		②　地域保健と学校の連携による健康教育の実施
		③　喫煙や薬物乱用に関する対策
【基本目標３】次代を見据えた教育環境の整備	（１）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備	①　確かな学力の向上
		②　豊かな心と健やかな体の育成
		③　信頼される学校づくりの推進
		④　乳幼児教育の充実
		⑤　指導者の育成促進
	（２）家庭教育への支援	①　家庭教育に関する学習機会の充実
		②　こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり
	（３）地域の教育力の向上	①　居場所づくりの推進
		②　各種交流活動の充実
		③　文化・芸術活動の促進
		④　読書活動の促進
		⑤　スポーツ・レクリエーション活動の充実
		⑥　自然体験の機会づくりの推進
		⑦　ボランティア活動等の推進
	（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進	①　こどもを取り巻く有害環境対策の推進

【基本目標】	【政策】	【施策】
【基本目標４】働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進	（１）職業生活と家庭生活との両立支援	①　仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための意識や働き方の見直し
		②　仕事と子育ての両立のための基盤整備
	（２）経済的負担の軽減	①　経済的負担の軽減
	（３）こどもの権利擁護の推進	①　熊谷市子ども憲章の普及・啓発
		②　人権教育・人権保育の充実
		③　相談体制の充実
	（４）児童虐待防止対策の充実	①　虐待の早期発見・予防対策の推進
		②　相談・情報提供の充実
		③　心のケアが必要な家庭への支援
		④　ヤングケアラー支援の推進
		⑤　里親制度の啓発
【基本目標５】こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援	（１）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進	①　生活の安定に資するための支援
		②　就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援
		③　経済的支援
	（２）ひとり親家庭の自立支援の推進	①　ひとり親家庭の自立支援の推進
	(3）障害児施策の充実	①　障害児保育の充実
		②　居宅における障害児の養育支援
		③　障害児の療育の充実
		④　リハビリテーションの充実
		⑤　放課後等における居場所の確保
		⑥　特別支援教育の充実
		⑦　各種支援制度の充実

第4章　教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、確保方策

１　教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

（１）提供区域

教育･保育事業等の提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。以下の事項を考慮し、市全体を１区域として設定しました。

・教育･保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、居住地域にとらわれず、広域的に利用されている。
・利用者が特徴のある教育･保育を選択することができる。
・居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができる。

（２）認定区分と利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、１～３号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	認定区分		
	１号認定	２号認定	３号認定
対象年齢	満３歳以上	満３歳以上	満３歳未満
教育・保育認定等	教育標準時間認定 （幼稚園等での教育を希望）	保育認定 （「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望）	保育認定 （「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望）
利用可能施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育※

※「地域型保育」とは、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の総称です。

２　計画の推進方策

（１）教育・保育施設

増大する保育ニーズに対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育･保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

①認定こども園、幼稚園（１号認定、満３歳以上）

保育を必要としない満３歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

（単位：人）

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量の見込み	１号認定（満３歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ）	1,697	1,593	1,511	1,477	1,490
イ 確保方策	認定こども園	981	1,131	1,131	1,131	1,131
	幼稚園	170	100	100	100	100
	確認を受けない幼稚園※	1,805	1,525	1,350	1,350	1,350
	計	2,956	2,756	2,581	2,581	2,581
イ－ア		1,259	1,163	1,070	1,104	1,091

※２号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、１号認定の確保方策として考えます。
※「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

②認定こども園、保育所（２号認定、満３歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満３歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

（単位：人）

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量の見込み	２号認定（満３歳以上、保育の必要性あり）	1,944	1,826	1,731	1,693	1,708
イ 確保方策	認定こども園	585	600	600	600	600
	保育所	1,855	1,783	1,783	1,783	1,783
	計	2,440	2,383	2,383	2,383	2,383
イ－ア		496	557	652	690	675

③認定こども園、保育所等（３号認定、満３歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする０歳から２歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

（単位：人）

		R7 年度			R8 年度			R9 年度			R10 年度			R11 年度		
		0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳	0 歳	1 歳	2 歳
ア 量の見込み	3号認定（満 3 歳未満、保育の必要性あり）	294	507	574	291	517	584	288	539	610	285	534	603	280	528	598
イ 確保方策	認定こども園	44	87	110	44	92	115	44	92	115	44	92	115	44	92	115
	保育所	248	381	440	240	374	437	240	374	437	240	374	437	238	376	437
	特定地域型保育事業※	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68	41	60	68
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	333	528	618	325	526	620	325	526	620	325	526	620	323	528	620
イ－ア		39	21	44	34	9	36	37	−13	10	40	−8	17	43	0	22

※子ども・子育て支援事業計画における提供体制は、入所の円滑化（定員の弾力化）を考慮せず、定員において量の見込みに対応するものです。このため、計画上の量の見込みと提供体制の差がそのまま待機児童となるものではありません。

※「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員 19 人以下で満３歳未満児を対象とする事業です。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

教育・保育施設の令和７年度末時点での定員数は、6,875 人（１号認定 2,956 人、２号認定 2,440 人、３号認定 1,479 人）と見込まれ、見込量（5,016 人）を 1,859 人上回っています。認定区分ごとでは、１号認定が 1,259 人、２号認定が 496 人、３号認定が 104 人上回っていますが、育児休業制度に伴う１歳児の利用ニーズの増加が見込まれることから、各年度の今後の入園（所）実数等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行、保育所の改修等や特定地域型保育事業を新たに認可すること等により、３号認定の定員増を図り、待機児童ゼロの継続を目指します。

（２）地域子ども・子育て支援事業

①利用者支援事業

一人一人のこどもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、こども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
ア 量の見込み	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
	計（か所）	8	9	9	9	9
イ 確保方策	基本型	4	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	こども家庭センター型	3	3	3	3	3
	計（か所）	8	9	9	9	9
イ－ア		0	0	0	0	0

【確保方策の考え方】

子育て家庭及び妊婦・産婦の個々の状況を把握し、施設や事業等の適切な利用支援、関係機関との連絡調整等を実施するため、専門資格を有するコーディネーター等を配置しています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

■基本型　４か所（令和８年度から５か所）

地域子育て支援拠点に併設した相談室（３か所）/子育て支援コーディネーター

くまっこるーむ（本庁舎６階）/子育て支援コーディネーター

※令和８年４月から熊谷市子育て支援・保健拠点施設内（仮称）こどもセンター内に１か所増設予定）/子育て支援コーディネーター

■特定型　１か所

保育コンシェルジュ（保育課内）

■こども家庭センター型　３か所

子育て支援総合窓口（こども課【こども家庭センター】内）

くまっこるーむ(本庁舎６階)/ 母子保健コーディネーター（助産師）

くまっこるーむ母子健（令和８年度より母子健康センター内から子育て支援・保健拠点施設内へ移転予定）/母子保健コーディネーター（助産師）

②地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回※）		84,000	84,000	84,000	84,000	84,000
確保方策	（人回）	85,000	85,000	85,000	85,000	85,000
	（か所）	19	18※	18	18	18

※「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数（日数）を表します。
※令和８年に直営４拠点のうち２拠点の実施手法を見直しています。１拠点は、子育て支援・保健拠点施設内への機能移転のうえ民間事業者による運営を、もう１拠点は形態の変更（出張ひろばによる実施）を検討しています。

【確保方策の考え方】

現在、おおむね中学校区に１か所を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・援助、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。今後も市報やホームページ等で事業の周知を図るとともに、既存の施設がそれぞれの特徴を生かし、事業内容の充実を図ることで、利用者の拡大に努めていきます。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

③妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
確保方策（人回）	12,061	11,931	11,824	11,682	11,527
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 ※委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に 14 回受診できる健康診査助成券を交付します。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

④乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	967	956	947	936	924
確 保 方 策（人）	967	956	947	936	924
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①熊谷市 保健師 ②委託 保健師、助産師				

【確保方策の考え方】

母子健康センターの保健師が訪問するほか、訪問相談員（保健師・助産師）へ事業委託をしています。子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑤養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）	200	200	200	200	200
確 保 方 策（人回）	200	200	200	200	200
	実施機関：こども課 実施体制：保健師・家庭児童相談員				

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した、子育てへの不安感・孤立感が強い家庭、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭等を保健師や家庭児童相談員が訪問し、助言・指導を行っています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑥子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策協議会（要対協）の機能強化を図るため、調整機関職員や関係機関の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業及び養育支援訪問事業等と相互に関連させながら、児童虐待の発生予防と早期発見・早期対応のための連携を図っていきます。

⑦子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人回）		80	80	80	80	80
確保方策	（人回）	80	80	80	80	80
	（か所）	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

現在、８施設に委託して実施しています。今後も保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、保護者、児童養護施設との連携を図っていきます。

⑧ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900
確 保 方 策（人日）	2,900	2,900	2,900	2,900	2,900

【確保方策の考え方】

現在（令和７年度）、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も依頼会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を進めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めていきます。

⑨一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		49,610	46,603	44,184	43,199	43,586
確保方策（人日）	在園児対象型	57,100	57,100	57,100	57,100	57,100

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く。）】

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		2,900	2,735	2,579	2,432	2,293
確保方策（人日）	一時預かり事業（在園児対象型を除く）	20,584	20,584	20,584	20,584	20,584

【確保方策の考え方】

現在、認定こども園及び幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内 15 か所で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、市内 16 か所の保育所等で実施しています。現在の提供体制を確保していくことで、ニーズに対応していきます。

⑩延長保育事業（時間外保育事業）

保育認定を受けたこどもについて、11 時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	88	83	78	73	68
確 保 方 策（人）	133	133	133	133	133

【確保方策の考え方】

保護者の要望に対して必要な保育士数を配置することで対応が可能であることから、引き続き提供体制の維持を図っていきます。

⑪病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）		910	858	809	763	719
確保方策（人日）	病児保育事業	4,174	4,174	4,174	4,174	4,174
	病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）	360	360	360	360	360
	計	4,534	4,534	4,534	4,534	4,534

【確保方策の考え方】

現在、病児保育事業病児対応型は市内の病院１か所、病後児対応型は市内の保育所１か所、体調不良児対応型は市内の保育所２か所で実施しています。また、病児・緊急対応強化事業は、市が特定非営利法人「病児保育を作る会」に委託して実施しています。

病児保育事業については、現在の提供体制を確保し、ニーズに対応していきます。病児・緊急対応強化事業についても、今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

⑫放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669
1 年生	728	777	751	786	744
2 年生	710	696	744	720	755
3 年生	589	545	510	521	484
4 年生	391	397	373	354	366
5 年生	214	232	257	261	265
6 年生	61	63	60	60	55
確 保 方 策（人）	2,693	2,710	2,695	2,702	2,669

【確保方策の考え方】

令和６年５月１日時点で民間学童クラブを含め市内 62 か所で実施し、総定員数は 2,681 人となり、第２期計画開始時に比べ８か所、総定員数は 213 人の増加となりました。

少子化は進行しているものの、世帯や就労形態の多様化などにより利用者の増加が予想され、地域によっては、現在の定員では不足が見込まれます。今後も、待機児童の状況に応じて、主に小学校の余裕教室等を活用した整備を計画的に進めるとともに、民間学童クラブをはじめ、民間事業者等の民間活力も活用しながら、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えていきます。

⑬実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に保護者が支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に保護者が支払うべき副食材料費を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向に応じ助成していきます。

⑭多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

地域のニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援していきます。

⑮子育て世帯訪問支援事業

家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭などの居宅を訪問支援員（ホームヘルパー等）が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人日）	160	160	160	160	160
確 保 方 策（人日）	160	160	160	160	160

【確保方策の考え方】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供や家事・養育に関する援助を行います。

⑯児童育成支援拠点事業

養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	17	17	17	17	17
確 保 方 策（人）	20	20	20	20	20

【確保方策の考え方】

養育環境に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等包括的な支援を行います。

⑰親子関係形成支援事業

保護者及びその児童に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	13	13	13	13	13
確 保 方 策（人）	15	15	15	15	15

【確保方策の考え方】

児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えた保護者及びその児童に対し、ペアレントトレーニングを実施します。本事業を実施するために必要な研修を受けた市職員が講座をとおして保護者を支援していきます。

また、この事業では、保護者が児童と離れる時間を設けることで、集中して講座に取り組め、また、保護者のレスパイトもできるように託児も併せて実施していきます。

⑱妊婦等包括相談支援事業

妊婦及びその配偶者等に対し、面談等により情報提供や相談等（伴走型相談支援）を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み	妊婦届出数（人）	1,037	1,006	997	985	972
	面接実施回数（回）	3,091	3,058	3,031	2,995	2,954
確保方策（回）	こども家庭センター（こども課、母子健康センター内）	2,074	2,052	2,034	2,010	1,982
	上記以外の業務委託	1,017	1,006	997	985	972

【確保方策の考え方】

全ての妊婦及びその配偶者に対して、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠 32 週前後及びこんにちは赤ちゃん事業にて面談等を行います。

⑲乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児又は幼児であって、満３歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面接並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	0 歳児	12	12	12	12	12
	1 歳児	25	30	28	28	28
	2 歳児	25	21	25	25	25
確保方策（人）	0 歳児	－	12	12	12	12
	1 歳児	－	31	31	31	31
	2 歳児	－	25	25	25	25

【確保方策の考え方】

令和８年度からの本格実施に向け、定員の確保に取り組みます。実施施設については、保護者の利便性や施策の趣旨等を踏まえて確保していきます。

⑳産後ケア事業

出産後１年未満の母子に対して、助産師等の専門職が心身のケアや育児サポート等の支援を行う事業です。

	R7 年度	R8 年度	R9 年度	R10 年度	R11 年度
量の見込み（人）	599	622	665	669	692
確 保 方 策（人）	599	622	665	669	692

【確保方策の考え方】

国の「こども未来戦略」に基づき、支援を必要とする全ての方が利用できるようにするための提供体制の確保に向けた取組を進めていきます。

第5章　施策の展開

基本目標１　子育てしやすい地域環境づくりの推進

（１）地域における子育て支援の充実

こどもや家庭を取り巻く環境は厳しさを増し、核家族化の進行や近隣関係の希薄化など、「育児の孤立化」といった状況が指摘され、家庭や地域における子育て力の低下がみられます。このため、全ての子育て家庭を支援する観点から、出産・育児不安の解消等に向けた、地域における子育て支援の充実を目指します。

【新　規】本計画から新たに実施予定の事業
【継　続】前計画から引き続き実施する事業
【拡　充】前計画から引き続き実施する事業で拡充していくもの
【見直し】事業継続はしていくものの、計画期間内に見直し（縮小・廃止）の可能性がある事業

① 相談・情報提供の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
1	児童相談事業	児童の性格・生活習慣等についての相談、様々な悩みを抱える少年や保護者からの相談に対して、電話及び面談により助言を行う事業です。育児に関する相談窓口の周知を図るとともに、保育所・幼稚園・学校等への訪問相談等を実施し、相談窓口としての機能を強化します。	継続	こども課
2	くまっこるーむ こども家庭センター型 運営事業	「くまっこるーむ」において、母子保健コーディネーター(助産師等)が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報を提供し関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。また妊娠の届出により母子健康手帳を交付し、母子保健の正しい知識を啓発するとともに、アンケート結果に基づいて面談を行い、ニーズを把握し相談・情報提供を行います。	継続	母子健康センター
3	くまっこるーむ 利用者支援基本型 運営事業	「くまっこるーむ」において、子育て支援コーディネーター(保育士等)が、妊娠期から子育て期にわたる様々な相談に応じ、必要な情報を提供し関係機関との連携を図り、切れ目のない支援を行います。また、地域の関係機関との連絡調整、地域の子育て資源の育成等を行います。	拡充	こども課
4	育児相談・運動相談	健診・訪問等により発育発達面において支援が必要と思われる乳幼児と保護者を対象に理学療法士・保健師・栄養士による個別相談を行います。	継続	母子健康センター

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
5	乳幼児及び妊産婦電話相談事業	育児等に関する悩みに対して、気軽に相談ができるよう電話相談を行います。必要に応じ他のサービスを紹介します。	継続	母子健康センター
6	訪問指導事業	妊娠中や出産後、乳幼児期を通して必要に応じ家庭訪問し相談及び指導を行います。また、乳幼児健診の未受診児宅に家庭訪問し、乳幼児の発育発達・養育状況を把握し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター
7	乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	生後４か月までの乳児がいる全ての家庭を訪問し、不安や悩みを聞くとともに、子育て支援に関する情報提供を行います。また、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけることにより、こどもの健やかな育成環境の確保を図ります。	継続	母子健康センター
8	子育て情報の収集・提供の充実	子育て情報をまとめた「子育てガイドブック」を、出生届を提出した保護者に配布するとともに、こども課や母子健康センターにおいても配布しています。子育て支援総合窓口における情報の収集・提供の充実を図るとともに、子育て情報誌「子育てガイドブック」の配布を継続して行い、子育て支援を行います。また、子育てアプリ「熊谷市ワクチン＆子育てナビ」を活用し、予防接種、母子保健、子育て情報の発信、地域子育て支援拠点のイベント情報等のメール配信サービスも行います。	継続	母子健康センター こども課
9	民生委員・児童委員、主任児童委員の活動支援	子育てサロン等の地域における子育て支援活動、児童の健全育成に関わる活動を支援します。	継続	福祉総務課 こども課
10	地域における相談機関との連携	熊谷市地域子育て支援拠点連絡会（くまっしぇ）等と連携し、地域における相談機関・団体を支援します。	継続	こども課
11	生活相談	生活相談員等が、生活する上での困りごとなどの相談を受け付けます。	継続	人権政策課
12	特設人権相談	人権擁護委員が、女性・こども・高齢者等をめぐる人権の問題など、身近なことで困っていることについての相談を受け付けます。	継続	人権政策課
13	地域子育て支援拠点における利用者支援事業	地域子育て支援拠点３か所において相談室を設置し、専任職員を配置して気軽に子育ての悩みを相談できる場を提供しています。また、くまっこるーむや地域子育て支援拠点等の関係機関とも連携を図り、子育てに関する情報を提供します。	継続	こども課

② 子育て支援の拠点整備・活動支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
14	地域子育て支援拠点の充実	おおむね中学校区に１か所の地域子育て支援拠点を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供や、交流促進及び子育てに対する相談、情報提供、講習会等を実施しています。また、拠点職員の質の向上のため、研修会や情報交換会を行い拠点の充実を図ります。	継続	こども課
15	児童館の活用	児童に健全な遊び場を提供し、その健康を増進し、情操を豊かにする児童館を地域の拠点施設として有効活用を図ります。	継続	保育課
16	子育てサークルのネットワークづくり	児童館・公民館等において、地域における子育てサークルの活動を支援し、子育てサークルのネットワーク化を進めます。	継続	こども課

③ 児童の養育支援の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
17	放課後児童健全育成事業	保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学６年生までの児童を、児童クラブにおいて預かる学童保育を実施します。また、民間学童クラブに対し、事業の委託をするとともに、運営費等を助成します。待機児童の状況に応じて必要性が高い小学校に計画的に整備を進めるとともに、民間活力も活用しながら、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えます。	継続	保育課
18	子どものショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童養護施設等で養育する事業です。サービス利用希望者への周知は、ホームページや児童相談業務等のなかで制度の案内をしています。	継続	こども課
19	病児保育事業	生後６か月から満10歳未満の児童が病気・病気回復期である場合に、保育所等に付設された施設において、当該児童を一時的に預かる事業です。また、通所している保育所等で児童が体調不良になった場合、病児保育施設の看護師が児童を迎えに行く送迎病児保育事業も実施します。	継続	保育課
20	一時預かり事業（在園時対象）	幼稚園、認定こども園において在園児を対象として、教育時間の前後や、夏休み等の長期休業中に預かり保育を行います。	継続	保育課
21	一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。多様な保育需要に対応し、児童の福祉の増進を図ります。	継続	保育課

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
22	養育支援訪問事業	児童の養育に支援が必要であるにもかかわらず、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援事業を実施することで、安定した児童の養育を可能とすること等を目的としています。母子保健部門の乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）との連携を図ります。	継続	こども課
23	ファミリー・サポート・センター事業	「子育てのお手伝いをしてほしい方」と「子育てのお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業です。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
24	病児等緊急サポート事業	「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いをしてほしい方」と「病気又は病気の回復期にある児童の預かり、宿泊を伴う児童の預かり等のお手伝いができる方」が会員となり、育児の相互援助活動を行う事業です。関係機関との連携、会員の拡大及び会員の質の向上を図ります。また、ホームページや市報等に事業情報を掲載し、事業周知に努めます。	継続	こども課
25	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安や負担を抱えるご家庭などをホームヘルパー等が訪問し、食事の準備や掃除、外出時の補助等の支援を行います。	新規	こども課
26	乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）	乳児又は幼児であって、満３歳未満のものに適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、当該乳児又は幼児及びその保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための当該保護者との面接並びに当該保護者に対する子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行います。	新規	保育課
27	外国籍・帰国児童等外国につながる幼児の円滑な保育等の利用支援	海外から帰国した幼児、両親が国際結婚の幼児などの外国につながる幼児が、円滑に教育・保育等の利用ができるよう、保護者及び教育・保育施設等に対し必要な支援を行います。	継続	保育課

④ 安全・安心のまちづくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
28	児童生徒の安全確保のための情報提供	こどもの安全確保のため、必要な情報をより早く、正確に提供できることが必要です。各学校では「保護者連絡ツール『tetoru』」を保護者との迅速な連絡のために活用します。	継続	学校教育課
29	公立保育所ＩＣＴ環境の整備	保育時の子どもの様子など保育に関する情報をより早く、正確に保護者に提供するとともに、保育士の働き方改革を進めることで子どもと向き合う時間を確保し、安全で安心な保育環境を整備します。	新規	保育課
30	通学路の安全対策の推進	通学路安全対策事業として、全ての小学校を対象に、経年劣化したグリーンベルトの引き直しや、新たな交通安全対策を令和８年度までに実施します。	継続	維持課
		学校を通じて通学路の安全対策上の問題箇所を取りまとめ、関係機関等へ対策を依頼し、改善につなげます。	継続	教育総務課
31	公園の整備促進	老朽化した公園施設の更新やバリアフリー化を実施し、誰もが安全で安心して利用できる公園を整備促進します。専門業者による遊具の安全点検を実施し、その結果をもとに今後必要に応じて修繕・撤去を計画的に行います。	継続	公園緑地課

⑤ 住環境の支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
32	安心して子育てできる市営住宅の整備促進	安心して子育てができるよう、市営住宅の居住性の向上と安全性を図ることを目的としています。各住宅の建物の劣化状況等を考慮し、優先順位を精査しながら引き続き住環境の整備を行います。	継続	営繕課
33	勤労者住宅資金貸付	勤労者の福祉の向上を目的としています。市外からの転入者を増やすため転入者には、より優遇された利子補助を行います。	継続	企業活動支援課
34	結婚新生活支援事業	指定期間内に入籍した、市内に住所を有する39歳以下（婚姻日時点）の夫婦にかかった住居費や引っ越し費用の一部を補助します。 対象者：夫婦の所得を合わせて500万円未満であり、市税の滞納や住宅扶助を受けていない方。	継続	企画課
35	三世代ふれあい家族住宅取得等応援事業	親世帯と子世帯がお互い支えあいながら生活するために、市内で同居または近居するための住宅を新築・購入や増改築した場合にその費用の一部を補助します。	継続	長寿いきがい課

（２）保育の充実

乳幼児期は遊びや生活を通して、生きる力の基礎となる心情・意欲・態度、基本的生活習慣など、生涯にわたる人間形成の基礎が培われる極めて重要な時期です。利用者の生活実態や意向を踏まえ、幼稚園・保育所・認定こども園等を支援し、充実した保育の提供を目指します。

① 多様な保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
36	認定こども園の設置促進	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進します。	継続	保育課
37	地域型保育事業の実施	３歳未満の乳幼児を保育する地域型保育事業を実施します。	継続	保育課
38	駅前保育 ステーション事業	熊谷駅及び籠原駅を利用する保護者の方を対象に、市内近隣の保育所に入所する児童の各保育所への送迎とそれに伴う保育を行います。	継続	保育課

② 保育の資質向上

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
39	保育士研修の充実	新保育指針に則り保育の質を高める観点から各種研修会に参加し、保育士の資質向上を図ります。	継続	保育課
40	保育の情報提供の促進	各種媒体を活用し、広く・早く・正しい情報の提供を図ります。	継続	保育課
41	認可外保育施設への指導	安心・安全な保育を提供するため、認可外保育施設への指導監督を実施しています。基準に基づく適切な指導監督を実施し、施設の安全性、水準の確保に努めます。	継続	保育課
42	評価システムの構築	保育の内容向上と公正な保育の実施を目指しシステム構築を検討します。	継続	保育課

（３）保育所待機児童の解消

こどもを安心して預けて働くことができるための受入体制を確保し、待機児童の解消を継続します。

① 保育所待機児童の解消

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
43	待機児童の解消	認定こども園、保育所の増築や定員増等により、保育ニーズへの対応を図り、待機児童ゼロの継続に努めます。	継続	保育課

（４）こどもの安全の確保

こどもを事故や犯罪から守るため、通学路の整備や交通安全教育などによる交通事故防止、防犯パトロールなどによる犯罪の未然防止の取組を進めます。

① 交通安全を確保するための活動の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
44	交通ルールとマナーの理解促進	学校等で交通安全教室を実施します。具体的には、幼稚園・保育所（園）・小学校低学年では安全な歩行と道路の渡り方、小学校高学年・中学校では、自転車の安全利用などです。また、学校等への交通安全チラシ等を配布します。	継続	安心安全課
45	交通安全教育の充実	幼児・児童・生徒に対し、正しい交通ルールと交通マナーが身に付けられるよう交通安全教室や安全学習等を行い、交通事故防止を図ります。	継続	学校教育課
46	チャイルドシートの普及啓発	市報等による広報や、街頭啓発活動などを実施します。	継続	安心安全課
47	小学生の登校時の立哨（りっしょう）活動	交通指導員による立哨活動を実施します。	継続	安心安全課

② こどもを犯罪の被害から守るための活動の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
48	「子ども110番の家」の設置の推進	犯罪からこどもを守るため、緊急の避難場所として、「子ども110番の家」の設置をしています。管理運営している小中学校ＰＴＡと協力し、協力世帯の拡大及びこどもたちへの設置場所の周知徹底に努めます。	継続	こども課
49	保育所入所児童の安全確保のための情報提供	関係機関と連携を強化し、各種媒体を活用した迅速な情報伝達を図ります。	継続	保育課
50	住民によるパトロール活動の促進	パトロール活動の促進に向けて、自主防犯組織に対し防犯パトロール用品を貸与します。	継続	安心安全課
51	普及・啓発の促進	防犯に対する市民への普及・啓発に係る事業を行っています。児童・生徒の下校時にあわせて青パト巡回を実施します。また、市報に防犯啓発情報を掲載します。さらに、防犯教室等の講座を実施します。	継続	安心安全課

基本目標２　母子の健康・医療の充実

（１）こどもや母親の健康の確保

妊娠期、出産期、新生児期を通じて一貫した体系のもとに母子の健康が確保されるよう、母子保健における健康診査や訪問指導、保健指導等の充実を目指します。

① 母子保健事業の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
52	マタニティ キーホルダー配付事業	子育て支援の一環として、妊娠初期の大切な時期を地域ぐるみで応援していくために、妊娠していることをさりげなく周囲の方に理解していただけるようにマタニティマークのキーホルダーを母子健康手帳の交付時に配付します。	継続	母子健康センター
53	妊婦健康診査事業	妊娠中の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、妊婦一般健康診査、風疹抗体検査、Ｂ型肝炎抗原検査、Ｃ型肝炎抗体検査、ＨＩＶ抗体検査、子宮頸(けい)がん検査、ＨＴＬＶ－抗体検査、クラミジア検査、超音波検査等の公費負担を行います。	継続	母子健康センター
54	産婦健康診査助成事業	産後うつの予防や新生児への虐待予防等を図るため、産後間もない時期の産婦に対する健康診査に係る費用を助成し、産後の初期段階における母子に対する支援を行います。基本的な産婦健康診査とともにＥＰＤＳ（産後うつ病質問票）を実施し、支援が必要と判断された場合は、医療機関より情報提供を受け、訪問、相談等を行います。	継続	母子健康センター
55	妊婦歯科健康診査事業	妊娠期は、つわりやホルモンバランスの変化により、むし歯や歯周病になりやすく、歯周病菌の繁殖により、胎児に悪影響を及ぼし、早産や低体重児出産の原因となることから、妊娠中に歯科健診を行い、歯科疾患を早期発見し早期治療につなげ、歯と口の健康の保持及び増進を図ります。	継続	母子健康センター
56	産後ケア事業	産後ケアを必要とする生後１年未満の母子を対象に、実施施設の空きベッド等を利用し、宿泊型又は通所型で心身のケアや育児サポートを行い、産後も安心して子育てができるよう支援体制を確保します。	継続	母子健康センター
57	妊婦等包括相談支援事業	全ての妊婦及びその配偶者等に対して、必要な情報提供や相談に応じるため、妊娠届出時、妊娠32週前後及びこんにちは赤ちゃん事業にて面談等を行います。	継続	母子健康センター

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
58	乳児健康診査	乳児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、乳児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
59	育児教室(ひよこ教室)	生後４か月から５か月児を対象に、発育発達や離乳食についての話や子育て支援情報を提供。保健指導と育児支援を実施します。	継続	母子健康センター
60	１歳６か月児・３歳児健康診査	幼児の病気の早期発見・早期対応、発育発達の確認、保護者への育児支援を行うことにより、幼児の心身の健全な育成を促すとともに、保護者の育児不安の軽減を図ります。	継続	母子健康センター
61	ママパパ教室	初めて赤ちゃんを迎える妊婦とそのパートナーを対象に、妊娠・出産に関する必要な知識を普及するとともに、仲間づくりの機会を提供しています。また、「妊娠前からはじめる妊産婦のための食生活指針」を用い、栄養のバランスに配慮した食生活について知識の普及を図ります。	継続	母子健康センター
62	発達支援事業	健診結果等により、発達面において支援が必要と思われる幼児と保護者を対象に、言語聴覚士・臨床心理士による個別相談を実施しています。また、遊びを通じて発達能力を伸ばすとともに、保護者がこどもとの関わり方を学び、不安を解消できるよう集団による支援も行います。	継続	母子健康センター
63	未熟児養育医療給付事業	出生体重が2,000ｇ以下あるいは生活力、身体の発育が未熟なままで生まれた乳児で指定医療機関において、医師が入院治療を必要と認めた場合は、申請に基づきその治療費を公費で負担します。	継続	母子健康センター
64	未熟児訪問指導	未熟児の健やかな成長と保護者の育児支援のために、家庭に訪問し、相談及び指導を行います。	継続	母子健康センター

② 人材の育成

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
65	保健師等への各種研修	専門職として各種研修等を受講することにより、資質の向上に努めます。	継続	母子健康センター
66	家庭児童相談員への各種研修	各種研修会を活用し、各種相談に対応できるよう資質の向上に努めます。	継続	こども課

（２）小児医療体制の充実

こどもが健やかに成長できる環境基盤として、また、子を持つ親が安心して暮らせるまちづくりを目指し、救急医療の整備や医療費の助成など、ニーズに対応した小児医療の充実を目指します。

① 小児救急医療体制の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
67	小児救急医療体制の充実	小児の救急医療体制を確保するため、小児救急参加病院の保持に努めます。また、救急医療知識や受診方法を市報や市のホームページでＰＲします。	継続	健康づくり課
68	休日・夜間急患診療所運営事業	年間を通じ、休日及び夜間に診療所を開設することで、緊急時の医療体制を確保します。	継続	母子健康センター

② こども、ひとり親家庭等に対する医療費支給事業の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
69	こども医療費助成	こどもに対する保険診療による一部負担金等を助成します。高等学校卒業までのこどもに対する医療費を助成することで、子育てをする保護者の経済的負担の軽減を図ります。	継続	こども課
70	ひとり親家庭等医療費支給	ひとり親家庭等に対する保険診療による一部負担金等を支給します。ひとり親家庭等に対する医療費を支給し、生活の安定と自立を支援します。	継続	こども課

（３）食育の推進

こどもの食習慣の乱れは、生涯にわたる健康への影響が懸念されています。この食習慣の乱れから生じる様々な心と身体の健康問題に対し、乳幼児期から思春期までのライフステージに応じた食育の推進を図ります。

① 妊娠期からの食育の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
71	乳幼児栄養指導	乳幼児個別健康診査の事後指導においては、基本的な食習慣の指導を行います。また、育児相談においては、偏食・小食、その他食生活上の相談に応じることで、望ましい食習慣を身につけることができるよう支援します。	継続	母子健康センター
72	離乳食教室	４か月から５か月児を第１子に持つ保護者を対象に、離乳食に関する講話と調理実習を行います。	継続	母子健康センター

② 食育の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
73	保育所入所児童の食育の推進	食の大切さをこどもに伝えるため、食育を推進します。また、同時に保護者にも食の大切さを伝えます。	継続	保育課
74	栄養教諭の配置	県教委から配置された栄養教諭を効果的に活用し、食育を推進します。	継続	学校教育課
75	食育の推進	食育の計画的な推進と給食指導の充実を図っています。学校では全体計画及び指導計画を作成し各教科領域等で実施しています。具体的な学習活動としては「田植え」や「稲刈り」、「さつまいもの収穫」等、学校の実態に応じて取り組んでいます。学校、家庭、地域の連携に努めます。	継続	教育総務課 学校教育課

（４）思春期保健対策の充実

家庭、学校、地域等の連携による教育・普及啓発・相談等を通じて、性や性感染症予防に関する正しい知識の提供や、喫煙や薬物等に関する教育を行い、こどもの健全な成長が確保されるよう思春期保健対策の充実を図ります。

① こどもの心と体の健康支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
76	学校保健事業	幼児・児童・生徒の健康の維持増進、病気の早期発見・予防に努めています。学校保健委員会の活性化を図ります。小学校４年生を対象に小児生活習慣病予防の検診を実施しています。検診内容は血圧測定や血液検査等であり、病気の早期発見や生活習慣病予防につなげます。また、フッ化物を活用したう蝕予防に取り組む等により、こどもの健康増進につなげます。	継続	教育総務課

② 地域保健と学校の連携による健康教育の実施

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
77	保健教育での指導の充実	保健教育のなかで性感染症の指導をしていくとともに、保健所のセミナーなどへの参加を促進し、指導充実のための専門機関との連携を図ります。	継続	教育総務課 学校教育課

③ 受動喫煙や薬物乱用に関する対策

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
78	受動喫煙を含めた健康教育の推進	現在、小学校４年生を対象に受動喫煙検診を実施しています。保護者に対して受動喫煙による健康への影響を周知するなどにより、受動喫煙防止を図ります。	継続	教育総務課
79	薬物乱用防止教育の推進	各小・中学校では、年１回以上の薬物乱用防止教室を開催しています。また、学校における薬物乱用防止教育の充実を図るために、「効果的な指導法についての研修会」への教職員の参加を積極的に呼びかけます。	継続	学校教育課

基本目標３　次代を見据えた教育環境の整備

（１）こどもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

次代の担い手であるこどもが個性豊かに生きる力を育んでいくため、学校等における教育環境の整備を進め、基礎学力の向上・判断力の育成はもちろんのこと、コミュニケーション能力の向上にも配慮し、様々な問題に対処する力を育成します。

① 確かな学力の向上

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
80	小学校・中学校の教育内容の充実	各校における児童生徒の実態把握・授業の工夫改善に向けた指導を行い、「知・徳・体」の学力向上を図ります。	継続	学校教育課
81	各教科主任会の充実	各教科の主任会ごとに研究テーマを定め、年間指導計画の見直し等を行います。研究を深めるために必要に応じて各主任会で授業研究会を実施し、教員の指導力向上を図ります。	継続	学校教育課
82	新くまなびスクール	これまでの小中学校の学力向上の取組や放課後学習に加え、新たに校内教育支援センター（新くまなびスクール）を設置し、不登校支援を行うことで、全ての児童生徒の学びの場を確保します。	新規	学校教育課 教育研究所

② 豊かな心と健やかな体の育成

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
83	いじめ・不登校等解消のための相談体制の充実	学校におけるいじめ・不登校の予防や取組、関係機関との連携などを支援するとともに、相談体制の充実を図り、いじめの根絶や学校復帰に向けた取組を行っています。また、平成26年８月に策定した「熊谷市いじめのための基本的な方針」や同年９月に制定した「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会等条例」を基に、学校・家庭・地域が連携し地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課 教育研究所
84	非行問題行動防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童生徒の減少を目指し設置した熊谷市学校警察等連絡協議会を中心に、本市の生徒指導の課題について、学校と関係諸機関とが更に連携を図り充実できるよう努めます。	継続	学校教育課
85	街頭補導活動	非行の芽といわれる不良行為等をしている少年少女を早期に発見し、非行を未然に防止することを目的としています。事業継続のために、少年補導員の確保に努めます。	継続	少年補導センター
86	学校保健会	市内各小中学校の学校医、学校歯科医、学校薬剤師、学校長等で熊谷市学校保健会を組織し、講演会や研修会の開催などを通じて、学校保健の推進に努めます。	継続	教育総務課
87	共生社会推進のための交流教育の充実	特別支援学校と市内小・中学校における支援籍学習（交流）の推進や、特別支援学級と通常の学級との交流及び共同学習を推進することにより、共生社会の充実を図ります。	継続	教育研究所

③ 信頼される学校づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
88	外部評価等による信頼される学校づくり	学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の導入や外部評価、学習案内「シラバス」の発行等を活用し、学校・家庭・地域が一体となった教育環境づくりと学校経営の改善を図ります。１年間を見通した評議の運営と内容の充実を図ります。また、いじめ問題に関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決を図り、いじめのない社会の構築に努めます。	継続	学校教育課

④ 乳幼児教育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
89	幼稚園教育の充実	小学校への滑らかな接続を目指し、幼児教育のさらなる充実を図ります。	継続	教育研究所
90	認定こども園における幼児教育の充実	幼稚園機能と保育所機能を一体にした認定こども園の設置を促進し、幼児教育と保育を一体的に行い、充実を図ります。	継続	保育課
91	私立幼稚園への支援	私立幼稚園に通っている園児が、それぞれの幼稚園で充実した教育が受けることができるように市内の各私立幼稚園に補助金を支出し、支援します。	継続	教育研究所
92	幼稚園・保育所・小学校との連携	幼稚園・保育所において、小学校との交流・情報交換を通して学校教育への滑らかな接続を図り、こどもの育ちを支援します。また、幼保小連絡協議会の活性化と幼保小連携教育の充実を図ります。	継続	保育課 教育研究所
93	保育所における幼児教育の充実	新保育指針に則り「養護と教育を一体的に行うことを特性とする」保育所の保育内容の充実を図ります。	継続	保育課
94	幼児教育・保育の質の向上	特定教育・保育施設等に実施する複数の指導監督等について、県と連携を図り監査の際に求める資料・様式の統一化や重複する一部の監査項目の省略、集団指導・実施指導の適切な組み合わせを検討する等、効果的な指導監査となるように検討します。	継続	保育課

⑤ 指導者の育成促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
95	教職員の研修	教員の指導技術と資質の向上を目指し、研修内容を厳選し、実施します。	継続	教育研究所
96	青少年健全育成活動の支援	こどもが豊かな人間性を育み、健やかに成長するよう、地域で活動している各種団体を支援しています。青少年健全育成団体の支援、活動の後援を行うことで、青少年の健全育成の充実を図ります。	継続	こども課

（２）家庭教育への支援

現代の社会において、核家族化、少子化、就労女性の増加、価値観の多様化、家庭生活やライフスタイルの変化などにより、家庭をめぐる状況は大きく変化しており、それぞれの家庭の努力だけでは解決できないことが増えている中、家庭教育を尊重しながら、子育てに関する学習機会や情報提供、相談支援の体制整備を図り、家庭教育の向上を目指します。

① 家庭教育に関する学習機会の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
97	家庭教育学級の充実	親がこどもに及ぼす影響を自覚し、成育の基本的な場である家庭の環境づくりに積極的に取り組むとともに、家庭教育の大切さを自覚させることを目的としています。現在、各学校で実施している事業を継続させ、全小中学校が家庭教育学級に取り組むことにより、学習機会の充実を図ります。	継続	社会教育課

② こどもの望ましい生活習慣を育成するための環境づくり

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
98	熊谷のこどもたちは、これができます！『４つの実践』と『３減運動』事業	こどもたちの「生きる力」を支える基本的な生活習慣の確立を目指して、①朝ごはんをしっかり食べる、②呼ばれたら「はい」と元気よく返事をする、③「ありがとう」「ごめんなさい」と言う、④友だちをたくさんつくる、の『４つの実践』と①テレビの時間を減らします、②ゲームの時間を減らします、③スマートフォン・携帯電話やパソコンに触れる時間を減らします、の『３減運動』に大人が手本となって取り組んでいます。学校・家庭・地域が連携し、地域に根ざした教育を推進します。	継続	学校教育課

（３）地域の教育力の向上

こどもたちは、地域の中で様々な経験をし、心身ともに健やかに成長していくことが望まれています。こどもが心豊かに成長していくために、学校、家庭、地域が互いに連携し、こどもの主体性や考える力、豊かな人間性、たくましく生きる力を育むための地域全体の教育力の向上を目指します。

① 居場所づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
99	放課後子供教室の推進	未来の熊谷をつくる心豊かでたくましいこどもたちを社会全体で育むため、地域の大人の力を結集し、学校・家庭・地域社会でこどもたちを育む機会や場を設け、地域で放課後等の安心・安全な活動拠点をつくるとともに、こどもも大人も、生き生きと輝く社会を構築することを狙いとしています。地域の方々の協力を得ながら合宿通学・農業体験・環境保全など地域の資源を生かした活動を推進します。	継続	社会教育課
100	児童クラブ（民間学童クラブ含む。）と放課後子供教室の連携	児童クラブと放課後子供教室について、相互に連携し、一体的実施への発展を目指します。また、福祉部と教育委員会とが情報交換を密にするほか、必要に応じて協議するなど連携を深めるとともに、居場所づくりの拠点として余裕教室を含めた学校施設の積極的な活用を図ります。	継続	保育課 社会教育課
101	児童育成支援拠点事業の実施	養育環境等に課題を抱える児童に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、相談及び関係機関との連絡調整を行うとともに、必要に応じて当該児童の保護者に対し、情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	新規	こども課
102	子ども食堂の普及啓発	市内に開設されている子ども食堂について、広報活動の援助等を行います。	継続	こども課
103	こども応援ネットワーク埼玉の普及啓発	貧困の連鎖解消に向け社会貢献活動等を行う団体・企業や個人のネットワークである「こども応援ネットワーク埼玉」について、ホームページ等を用いて周知し、ネットワークがより広いものとなるように努めます。	継続	こども課

② 各種交流活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
104	地域交流の推進	学校や社会教育施設に安全で安心して活動できるこどもたちの居場所（活動拠点）をつくり、地域の大人たちをこどもたちの様々な体験活動のアドバイザーとして配置しています。指導者の資質向上及び各放課後子供教室相互の情報交換のための研修会等を実施します。	継続	社会教育課

③ 文化・芸術活動の促進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
105	文化・芸術とふれあう機会の促進	社会教育施設において、青少年教育を実施し、陶芸や囲碁、郷土の歴史などにふれる機会を創設しています。こどもたちにわかりやすい講義と興味深い現地見学会を行い、文化・芸術及び郷土の歴史に興味が持てるよう、理解しやすい教室を開催します。	継続	社会教育課 中央公民館 妻沼中央公民館 熊谷図書館 プラネタリウム館

④ 読書活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
106	学校図書館の充実	図書を購入するとともに、各校に学校図書館補助員を配置し、読書活動を促し、心豊かな児童生徒の育成を目指します。	継続	学校教育課
107	子ども読書活動推進事業	「熊谷市こども読書活動推進計画」に基づき、おはなし会など、こども向け事業の実施、学校図書館への支援や関係する各団体との連携協力を図ります。	継続	社会教育課 熊谷図書館
108	本とのふれあい事業	学校との連携・協力を深め、こどもの読書活動を推進します。	拡充	社会教育課

⑤ スポーツ・レクリエーション活動の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
109	各スポーツ団体との協力による活動機会の提供	各スポーツ団体の協力により、主に初心者・初級者を対象とした様々な種目のスポーツ教室を開催し、気軽にスポーツに親しめる機会を提供しています。スポーツ協会、レクリエーション協会、スポーツ少年団等との連携により各種大会・講習会の充実を図ります。	継続	スポーツタウン推進課
110	レクリエーション活動機会の提供	レクリエーション活動を通して、こどもの体力の向上や健康保持・増進を推進するため、健全育成団体を支援します。地域での指導者養成のため、レクリエーション指導者講習会を開催します。	継続	こども課

⑥ 自然体験の機会づくりの推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
111	林間学校事業の実施	自然や科学に親しむ活動として、林間学校事業を実施しています。ボランティアや他課との連携を推進します。	継続	学校教育課
112	自然や科学に親しむ活動の推進	自然体験活動やおもしろ実験を通して自然に関する興味、関心や楽しさを再発見できる教室を開催します。	継続	社会教育課 熊谷図書館
113	環境学習活動の充実	身近な環境問題にふれ、調査研究をすることにより、児童生徒の豊かな心を育てる教育の推進を図ることを目的としています。学校、家庭、地域との連携を推進します。	継続	学校教育課
114	こどもエコクラブ活動に対する支援・協力	小・中学校と連携し、こどもエコクラブへの登録を推進します。	継続	環境政策課

⑦ ボランティア活動等の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
115	福祉教育の推進	車いす体験や高齢者及び障害者の疑似体験等の活動を通じて、福祉教育を推進しています。学校、家庭、地域の連携を推進します。	継続	学校教育課

（４）こどもを取り巻く有害環境対策の推進

インターネット上の違法・有害サイトを通じた犯罪やいじめ等に青少年が巻き込まれるとともに、「ネット依存」による生活習慣の乱れなどが顕在化してきていることから、こどもを取り巻く有害な環境を防止する対策を推進し、安全で安心できる子育て環境を支援します。

① こどもを取り巻く有害環境対策の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
116	受動喫煙防止対策の推進	市有施設における受動喫煙を防止するため、敷地内の禁煙を推進します。	継続	健康づくり課
117	環境浄化活動	青少年に有害な社会環境を浄化するため、チラシ・ポスター・無許可看板の撤去に協力しています。街頭補導時に公衆電話ボックスなどに貼られている青少年に有害なチラシやシールを撤去します。	継続	少年補導センター
118	携帯フィルタリングの普及	携帯フィルタリングでは、携帯電話の有害サイトへの接続を制限することを目的としています。パンフレット等を作成し、児童生徒に指導するとともに、市ＰＴＡ連合会の協力を得て、保護者に啓発する等、学校が中心となって家庭、地域と連携し、携帯フィルタリングの普及を図ります。	継続	学校教育課

基本目標４　働き方改革の推進、こどもの権利擁護の推進

（１）職業生活と家庭生活との両立支援

急速に進む少子高齢化により、労働力人口の減少が懸念されており、育児との両立はもちろん、共働き世帯が増加し、男女共に働きながら育児等を行うことは当たり前となってきている中、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を確保することが必要です。

事業者に対し男女問わず働き方の見直しや、柔軟な就労環境の整備を呼びかけるとともに、就労支援とニーズに応じた保育の基盤整備を目指します。

① 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現のための意識や働き方の見直し

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
119	男女共同参画の啓発推進	性別による固定的な役割分担意識を是正するため、様々な広報・啓発活動を行います。引き続き、各種媒体を通じた啓発やセミナー等を開催し、意識啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
120	男性セミナーの開催	男女がともに家事や子育て等を担えるよう、男性を対象とした様々な学習機会を提供します。	継続	男女共同参画室
121	育児・介護休業制度の普及・定着の促進	育児・介護休業制度についてポスター、冊子等で周知を図ります。	継続	企業活動支援課
		育児・介護休業制度について理解を深め、男性を含めた育児・介護休業取得促進に向けて、情報紙「ひまわり」等で普及・啓発を図ります。	継続	男女共同参画室
122	子育て支援優良企業応援事業	子育て支援に積極的に取り組んでいるとして県や市が認定している市内企業の取組状況を調査し、市ホームページ等で紹介します。子育てしやすい社会環境づくりの意識向上を図ります。	見直し	こども課

② 仕事と子育ての両立のための基盤整備

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
123	保育所施設の整備・充実	待機児童の状況を勘案しながら、補助制度を活用し、民間保育所の整備を進めます。公立保育所については、耐震化と併せて適切な整備を推進するとともに、民営化や統廃合を検討します。	継続	保育課
124	延長保育事業（時間外保育事業）	保育所の通常開設時間の前後に延長して行う保育です。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課
125	休日保育事業	日曜・祝日に保護者が就労等のために日中保育できない児童の保育を行います。勤務形態の多様化等保育ニーズに対応した実施に努めます。	継続	保育課

（２）経済的負担の軽減

各種助成や手当、減免、貸付事業を実施し、子育てにおける経済的負担の軽減を目指します。

① 経済的負担の軽減

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
126	パパ・ママ 応援ショップ事業	子育て家庭を応援するため、お店で割引などのサービスが受けられる事業です。ホームページ等に掲載し、パパ・ママ応援ショップ協賛店の拡充に努めます。	継続	こども課
127	児童手当支給事業	18歳に到達する年度末までの児童の養育者に対し、児童の年齢や養育する子の人数に応じて手当を支給します。	継続	こども課
128	保育所等保育料の軽減	幼児教育・保育の無償化で３歳以上児及び２歳児以下の住民税非課税世帯のこどもの保育料を無料とします。また、その他の３歳未満児について、国・県の減免基準に則り、又は他の減免基準等を設け、保護者の経済的負担の軽減に努めます。	拡充	保育課
129	不妊治療費助成事業	不妊治療（特定不妊治療・男性不妊治療）を受けている夫婦（事実婚も含む）に対して、不妊治療に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
130	早期不妊検査費助成事業	少子化対策の出産支援として、夫婦（事実婚も含む）が共に受けた不妊検査に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
131	不育症治療費等助成事業	こどもを望む夫婦（事実婚も含む）に対して、不育症検査及び不育症治療に係る費用の一部を助成します。	継続	健康づくり課
132	子育て応援自転車 おでかけ事業	親子での外出を容易にし、育児の負担軽減を図るとともに、子育て家庭の経済的負担を軽減するため、幼児２人同乗用自転車及び２席の幼児用座席又は幼児用座席の購入者に購入費の半額（上限３万円）を補助します。	継続	こども課
133	国民健康保険 出産育児一時金の支給	国民健康保険被保険者の方が妊娠85日以上で出産をしたとき、出産育児一時金を支給します。ただし、ほかの健康保険から支給される場合は除きます。	継続	保険年金課
134	誕生祝金支給事業	熊谷市に出生したお子様の保護者の方に、誕生祝金（３万円）を贈呈します。	継続	こども課
135	妊婦等支援給付金事業	妊娠届出時及びこんにちは赤ちゃん事業の面談後等にそれぞれ５万円ずつを支給します。必要な支援につなげる「妊婦等包括相談支援事業」と一体的に実施します。	継続	母子健康センター
136	低所得の妊婦に対する 初回産科受診料支援事業	低所得の妊婦の方を対象に、妊娠判定を受けるための初回産科受診に要する費用の一部を助成します。	継続	母子健康センター

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
137	学校給食費 第三子以降無償化事業	小学生から高校生までの子を３人以上養育している保護者に対し、３人目以降の児童生徒の学校給食費を全額補助します。また、対象の児童生徒が私立学校や特別支援学校等に在籍している場合は、居住している地区の熊谷市立小中学校の給食費相当額を上限に補助します。	継続	教育総務課
138	国民年金保険料 産前産後期間の免除	国民年金第１号被保険者の方が出産するとき、届出により産前産後期間の国民年金保険料を免除します。	継続	保険年金課
139	熊谷市定住人口増加のための固定資産税等課税免除制度	定住促進の施策として、転入から３年以内に住宅を新築又は購入し、かつ所有者又はその配偶者が40歳未満の要件で、家屋にかかる固定資産税・都市計画税を３年から最高で７年間、条例により課税を免除します。	継続	資産税課
140	おいでよ熊谷！ 新幹線らく賃通勤事業	指定日以降に熊谷市に転入した方で住宅を新築又は購入し、新幹線通勤する方の、新幹線定期券購入費の一部を補助します。 対象者：熊谷市に転入した方もしくは同居する配偶者が39歳以下（転入日時点）であり、市税の滞納をしていない方。	継続	企画課

（３）こどもの権利擁護の推進

平成 18 年５月５日に制定した「熊谷市子ども憲章」を指針としたこどもの人権尊重について、普及・啓発に努め、こどもの幸せを第一に考え、こどもの利益が最大限に尊重される環境づくりを目指します。

① 熊谷市子ども憲章の普及・啓発

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
141	子ども憲章の普及・啓発	未来を担うこどもたちの人権を尊重し、全てのこどもたちが健やかに成長するよう「熊谷市子ども憲章」の普及・啓発に努めます。	継続	こども課

② 人権教育・人権保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
142	人権教育の充実	人権教育の推進を図るため、各種研修等を実施し、指導者を養成しています。今後とも、人権教育の充実を目指します。	継続	社会教育課
143	人権保育の推進	乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎を培う上で極めて重要な時期にあります。全てのこどもが将来にわたって思いやりと協調性に富み、いじめや差別を生まない、お互いの人権を尊重しあう人間としての資質を養うことを目的とした事業を推進します。	継続	保育課
144	こどもの人権についての意識啓発	教職員の研修の充実を図るとともに、各学校で作成した「いじめ撲滅宣言」や一人一人の行動宣言を基にこどもの人権について意識啓発に努めます。	継続	学校教育課

③ 相談体制の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
145	教育相談	教育相談体制の充実を図ります。また、ニーズに応じた支援が可能な相談機能を有する施設・設備の充実を図ります。	継続	教育研究所
146	不登校児童、生徒カウンセリング	不登校の予防や対策の取組を通じて、不登校児童、生徒数の減少を目指し、組織的・機能的な教育相談を充実します。また、ほほえみ相談員及びスクールカウンセラー等を有効活用します。	継続	教育研究所
147	熊谷市教育支援センター	市立小・中学校における不登校児童、生徒等に対し、自立と学校生活への適応に関わる指導等を行う熊谷市教育支援センター「さくら教室」を設置しています。学校復帰に向けた個々の支援及び学校との連携、体験活動を含む行事を充実します。	継続	教育研究所
148	いじめ・不登校防止のためのネットワークの充実	いじめ・暴力行為の未然防止と不登校児童、生徒の減少を目指し、熊谷市学校警察等連絡協議会を設置しています。特にいじめに関しては、「熊谷市いじめ問題対策連絡協議会」、「熊谷市いじめ問題専門委員会」、「熊谷市いじめ問題調査委員会」との連携により、いじめ問題の未然防止・早期解決に努めます。生徒指導マニュアル、いじめ防止対策マニュアルを活用し、組織的・機動的な生徒指導を実施します。	継続	学校教育課

（４）児童虐待防止対策の充実

児童虐待に関しては、家庭からの相談対応などによる発生防止から、虐待を受けた児童の自立支援まで、長期的・継続的な支援体制を推進し、児童虐待防止対策の充実を図ります。

また、ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）やヤングケアラーの問題など、個人の権利、利益が侵害されている現状があり、それらに関する取組も推進します。

① 虐待の早期発見・予防対策の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
149	周知・啓発の促進	広報・ホームページ等に掲載し、各種イベント等でチラシを配布するとともに、講演会を開催することによって啓発を促進し、地域の見守りも含めて、早期発見に努めます。	継続	こども課
150	要保護児童対策地域協議会（要対協）の運営	虐待をはじめ、要保護児童に関する情報交換や支援内容の協議を行い、適切な保護を図るため、「要保護児童対策地域協議会（要対協）」において、関係機関と連携し、協議会機能の充実を図ります。	継続	こども課
151	乳幼児健診未受診者への訪問	乳児健康診査、１歳６か月児健康診査、３歳児健康診査の未受診児のいる家庭を訪問し、乳幼児の発育発達の確認や家庭の状況を把握します。	継続	母子健康センター
152	保育所での児童の見守り	児童虐待の防止、早期発見に努めます。	継続	保育課
153	親子関係の形成支援	児童及びその保護者に対し、当該児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言その他の必要な支援を行います。	新規	こども課

② 相談・情報提供の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
154	相談体制の整備・充実	児童相談の窓口として、相談体制の整備を図るとともに、福祉、保健、教育等関係機関との連絡調整を行う等、柔軟に対応します。	継続	こども課
155	関係機関・課との連携	健康診査や相談事業などの母子保健事業を通じて把握した虐待の疑いがある家庭に対し、関係部署との連携を図りながら、育児支援を行います。	継続	母子健康センター
156	児童保護相談の充実	虐待等により保護が必要な児童に関する相談に応じ、児童相談所・警察署等関係機関と連携し対応します。	継続	こども課
157	ドメスティック・バイオレンス（ＤＶ）相談体制の充実	ＤＶ被害者からの相談を受け、特に児童虐待対応との連携を強化し、ＤＶ被害者及び同伴する家族の保護に当たって、関係機関と連携して適切な支援を行います。また、配偶者暴力相談支援センターとして、より一層の相談体制の充実を図ります。	継続	男女共同参画室

③ 心のケアが必要な家庭への支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
158	臨床心理士、公認心理師による相談	心の病や悩みを持つこどもや親の心理的ケアを図るため、臨床心理士や公認心理師による相談を行います。	継続	男女共同参画室 こども課

④ ヤングケアラー支援の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
159	相談支援の推進	家族介護支援者や家事・育児等に関する相談支援を行っている者が所属している支援者団体と連携し、ヤングケアラー本人及び保護者等からの電話相談を受けるとともに、必要に応じて、関係機関等と連携し、適切な福祉サービスにつなげます。	新規	こども課
160	こども見守り体制の強化	子ども食堂やこどもへの宅食等を行う民間団体等と連携して、食事の提供等を通じてこどもの状況把握を行うことにより、地域におけるこどもへの見守り体制を強化します。	新規	こども課
161	悩み相談、家事・育児支援	家庭児童相談員やホームヘルパー等の支援者がヤングケアラー等がいる家庭を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴したり、食事の準備等の支援を行ったりすることで、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	新規	こども課

⑤ 里親制度の啓発

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
162	里親制度の普及	里親制度の周知や、里親候補の開拓のため、啓発イベントへの協力やチラシの配布により普及啓発を行います。	継続	こども課

基本目標５　こどもの貧困の解消に向けた対策の推進、配慮を要するこどもへの支援

（１）こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

① 生活の安定に資するための支援

貧困の状況にあるこどもが、様々な不利を背負うばかりではなく、社会的に孤立して必要な支援が受けられず、一層困難な状況に置かれてしまうことが指摘されています。

生活の安定に資するための支援では、こどもとその保護者が安定した生活ができるよう、相談支援の充実や居場所づくりの支援など、切れ目のない総合的な支援を推進していきます。

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
163	生活困窮者自立支援事業	生活保護の受給に至る前の段階の自立を支援するため、生活困窮者への自立相談支援や住居確保給付金を支給します。また、様々な専門機関と連携し、自立の促進を図ります。	継続	福祉総務課

② 就業生活の安定と向上に資するための保護者等の就労支援

保護者等の就労支援は、労働によって一定の収入を得て、生活の安定を図る上で重要であることはいうまでもなく、収入面のみならず、家庭で家族がゆとりを持って接する時間を確保することや、親等の保護者が働く姿をこどもに示すことによって、こどもが労働の価値や意味を学ぶことなど、貧困の連鎖を防止する上で大きな教育的意義が認められることからも、保護者等の就労支援の充実を図っていきます。

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
164	再就職・再雇用の支援	情報紙の掲示及び配布により、求職者を支援しています。求人情報を本庁舎１階ロビーに掲示及び配布します。	継続	企業活動支援課
165	雇用対策協議会への参画	雇用問題等について適切な解決を図り、経済興隆に寄与することを目的とする雇用対策協議会に参画します。	継続	企業活動支援課
166	就職支援セミナーの開催	就職や起業等を希望する女性に対して、様々な情報提供を行うとともに、能力開発のためのセミナーを開催します。	継続	男女共同参画室
167	労働条件改善の促進	労働問題に関する知識の向上を図るため、労働セミナーを開催しています。また、メンタルヘルス対策、労働基準法等の周知・普及を図ります。	継続	企業活動支援課

③ 経済的支援

こどもの貧困の解消に向けた対策を進めるに当たって、生活保護や各種手当をはじめ、給付金や貸付金、減免制度など、こどもやその保護者が安心して暮らせる生活の基礎を下支えしていくための取組を推進し、子育てに係る経済的負担の軽減を図っていきます。

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
168	生活保護事業	生活しているうちに病気やケガなどにより働けなくなったり、働き手が死亡したりして、生活に困っている方に対して、国民の生存権の保障を規定した憲法25条の理念に基づき、最低限度の生活を保障するとともに、自分で自分の暮らしを支えられるよう支援します。	継続	生活福祉課
169	学童保育料の減免	学童保育料の負担が困難な家庭に対し、一定の基準により減免制度を実施します。	継続	保育課
170	児童生徒就学援助事業	経済的理由によって就学困難と認められる児童生徒の保護者に対して必要な援助を行うことにより、義務教育の円滑な実施を図ります。	継続	教育総務課
171	育英資金貸付事業	経済的な理由により高等学校以上の学校への進学困難な方に対し学資を貸与します。	継続	教育総務課
172	入学準備金貸付事業	高等学校等に入学する方のため、その入学金の調達が困難な保護者に入学準備金を貸し付けることにより、経済的負担の軽減を図ります。	継続	教育総務課

（２）ひとり親家庭の自立支援の推進

ひとり親家庭における経済面や日常生活面での悩みや不安を解消し、社会的自立に向けた精神的側面と経済的側面の両面で支援を行います。

① ひとり親家庭の自立支援の推進

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
173	母子・父子家庭相談	ひとり親家庭へ相談支援を行います。相談者の要望にあった関係機関、子育てサービス等の情報を提供します。	継続	こども課
174	児童扶養手当	父又は母のいない家庭や、父又は母が一定の障害の状態にある家庭等の児童について、その児童の父、母又は養育者に対し、児童が18歳に到達する年度末まで手当を支給します。児童の健全育成及び福祉の増進を図ります。	継続	こども課
175	遺児手当	両親又は片親が死亡している義務教育修了前の児童を養育する保護者に手当を支給します。また、遺児が小学校または中学校に入学する際に就学支度金を支給し、児童の生活の向上及び福祉の増進を図ります。	拡充	こども課
176	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付	母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の方の経済的自立や、扶養している児童の福祉増進のために、必要な資金を貸し付ける県の制度です。	継続	こども課
177	母子父子世帯向け市営住宅	限られた住宅ストックのなかで、可能な範囲で母子父子世帯向け住宅を増やし、公募を行います。	継続	営繕課
178	母子家庭等自立支援事業	母子家庭の母及び父子家庭の父の雇用の安定と就業の促進を図ることを目的とした事業です。ホームページや市報等に掲載し、事業周知に努めます。また、関係機関との連携を図ります。	継続	こども課
179	母子家庭等への就業支援	ハローワークマザーズコーナーとの連携を図り、母子家庭の母及び父子家庭の父の就業を支援します。	継続	こども課
180	ＤＶ被害者自立支援の充実	ＤＶ被害者が自立できるよう関係機関と連携し、様々な支援を行います。	継続	男女共同参画室
181	母子生活支援施設等入所支援事業	配偶者のいない女子等で、その監護するべき児童の福祉に欠けるところがある場合、母子生活支援施設へ入所措置をします。妊産婦が保健上必要であるにもかかわらず、経済的理由により入院助産を受けることができない場合には、助産施設へ入所措置をします。	継続	こども課
182	養育費確保支援事業	養育費の取決めを行うひとり親家庭に対し、養育費の継続した履行確保を図るため、必要経費の一部を補助します。	新規	こども課

（３）障害児施策の充実

障害のあるこどもに対して、自立に向けた支援、年齢や環境に応じた支援など、長期的な視点を含めた包括的な支援に取り組みます。また、強度行動障害児や高次脳機能障害を有する障害児への支援体制の整備に努めます。

① 障害児保育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
183	障害児保育事業	集団保育が可能な障害児を対象に、保育所で行う統合保育です。関係機関と連携を図りつつ支援します。また、専門的な支援を必要とする障害児への支援体制の整備に努めます。	継続	保育課

② 居宅における障害児の養育支援

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
184	障害児生活サポート事業	在宅の障害児の生活を支援するため、市の登録団体の提供するサービスを利用した場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上及び介護者の負担の軽減を図っています。また、真に必要な登録利用者へ制度の周知を図ります。	継続	障害福祉課
185	児童居宅介護 （ホームヘルプサービス）	在宅の障害児が、ホームヘルパーの派遣による居宅介護サービスを利用した場合の費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
186	児童短期入所 （ショートステイ）	一時的に家庭での介護が受けられなくなった障害児が、指定事業所に短期間入所し、入浴、排泄（せつ）及び食事の介護等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図っています。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
187	児童発達支援	未就学の障害児が、指定事業所において日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課
188	放課後等デイサービス	学校(大学を除く。)に就学している障害児が、授業の終了後又は休日に、指定事業所において生活能力の向上のために必要な訓練や、社会との交流の促進等の支援を受けた場合に、その費用の一部を助成することにより、障害児の福祉の向上を図ります。制度の周知及び必要性やニーズを的確に捉えサービスの支給に取り組みます。	継続	障害福祉課

③ 障害児の療育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
189	あかしあ育成園の療育内容の充実	「あかしあ育成園」の保育と療育を充実し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	保育課

④ リハビリテーションの充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
190	機能訓練・保育の充実	児童発達支援事業所である「あかしあ育成園」において、心身に障害のある児童に対し機能回復に必要な指導及び訓練を行い、その育成を図るとともに保護者にもその訓練方法の会得を図ります。	継続	保育課

⑤ 放課後等における居場所の確保

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
191	放課後児童健全育成事業における障害児の受入れの推進	保護者が労働等で昼間家庭にいない障害児で、集団保育と通所が可能な方を対象として受け入れます。	継続	保育課

⑥ 特別支援教育の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
192	特別支援教育の充実	障害児等の適応指導、相談を行っています。常時、保護者等が相談できる体制を整備し、発達障害を含む障害のある児童生徒の教育的ニーズを掌握する取組を行います。	継続	教育研究所
193	障害児のための学校の施設・設備の充実	障害のある児童・生徒の必要性に応じてスロープ・多機能トイレを設置しています。ノーマライゼーション教育推進事業との連携も図ります。学校や社会の要望あるいは法令等による施設・設備の改修・設置を行います。	継続	教育総務課
194	ノーマライゼーション教育の推進事業に基づく支援籍制度の推進	特別支援学校との更なる連携を図り、特別支援学校のセンター的機能や通常学級支援籍を活用し、ノーマライゼーション教育を推進します。	継続	教育研究所
195	特別支援学級の整備推進	各小中学校の特別支援教育体制の充実を図ります。また、児童生徒の個別の教育的ニーズに応じるための特別支援学級を整備します。	継続	教育研究所

⑦ 各種支援制度の充実

NO.	事業名	事業内容	今後の展開	担当課
196	特別児童扶養手当等の充実	精神又は身体に一定の障害のある20歳未満の児童を育てている方に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
197	重度心身障害児医療費助成	重度の身体障害及び知的障害のある方に対して医療費の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、病気の早期発見と早期治療の促進を図り、福祉の向上を図ります。	継続	障害福祉課
198	補装具、生活用具の給付	身体障害児の日常生活を容易にするため、補装具や日常生活用具を給付・貸与し、障害児の福祉の向上を図ります。	継続	障害福祉課
199	障害児福祉手当	日常生活において常時の介護を必要とする在宅の重度障害児に対して手当を支給し、経済的負担の軽減を図ります。	継続	障害福祉課
200	相談支援体制の充実	障害のある方やその家族などの身近な相談窓口として「障害者基幹相談支援センターくまさぽ」を本庁舎内に設置し、相談内容に応じた情報提供を行っています。こども家庭センターや児童発達支援センター等の関係機関と連携し、地域における相談支援の中核的な役割を担うことにより、相談体制の充実を図ります。	継続	障害福祉課

第 6 章　計画の推進に向けて

１　計画等の推進指標

推進指標を定め、指標の動向を確認し、施策の実施状況や効果等の検証・評価を行い、毎年の数値を管理していきます。

基本目標	指標項目	現状値	目標値（令和 11 年度）
1	「まちづくり市民アンケート」の設問「熊谷市が普段の生活の中で子育てがしやすい街だと思いますか。」の肯定回答（「はい」）の割合	51.4%（令和５年度）	60%
	「乳幼児健康診査問診票」の設問「この地域で、今後も子育てをしていきたいですか。」の肯定回答（「そう思う」「どちらかといえばそう思う」）の割合※1	93.1%（令和５年度）	100%
2	全国学力・学習状況調査（小学生・中学生）の設問「朝食を毎日食べている」の肯定回答（「あてはまる」「どちらかといえばあてはまる」）の割合	小学生：96.9% 中学生：93.9% （令和５年度）	小学生：100% 中学生：100%
	肥満傾向にある小学・中学生（軽度・中等度・高度肥満傾向児）の割合【教育総務課調べ】	小学生：9.5% 中学生：10.1% （令和５年度）	小学生：8.5% 中学生：8.5%
3	「市内在住高校生アンケート」の設問「熊谷市の住みごこちはいかがですか。」の肯定的回答（「住みやすい」「どちらかといえば住みやすい。」）の割合	61.6%（令和５年度）	70%
4	全国学力・学習状況調査（小学生・中学生）の設問「先生はあなたのよいところを認めてくれていると思う」の肯定回答（「当てはまる」「どちらかといえば当てはまる」）の割合	小学生：94.4% 中学生：92.6% （令和５年度）	小学生：100% 中学生：100%
	児童相談件数及び児童相談における児童虐待相談の割合【こども課調べ】	614 件 53.7% （令和５年度）	相談件数：増加 児童虐待相談の割合：減少
5	生活保護世帯に属するこどもの中学校卒業時の高等学校等進学率※2【生活福祉課調べ】	90.0%（令和６年４月時点）	100%

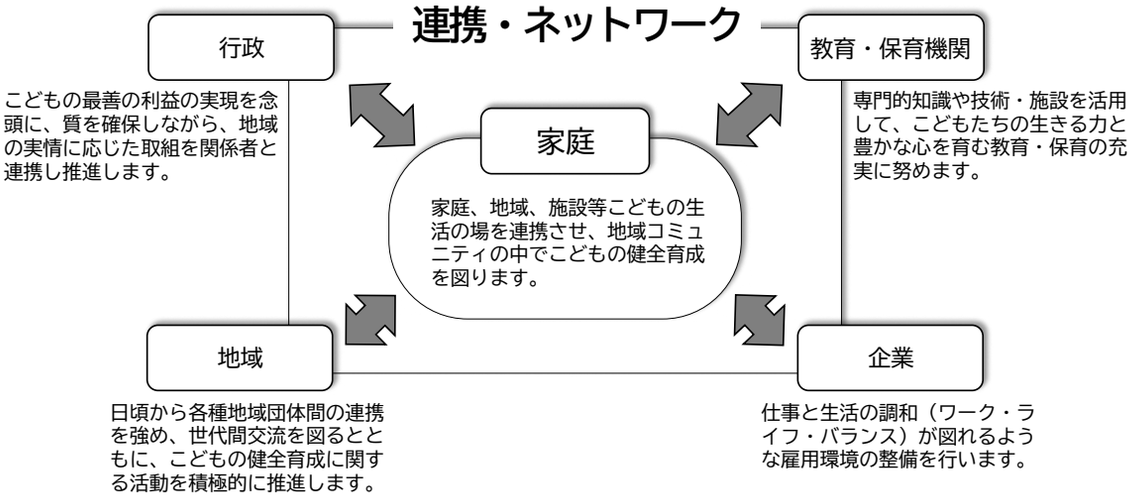
※1　３・４か月児健診、１歳６か月児健診、３歳児健診の平均値

※2　被保護者であって、その年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学を含む。）を卒業した者の総数のうちにその年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合。

２　計画の推進体制

本計画の推進に当たり、行政、教育・保育施設関係者その他子育てに関わる関係団体・機関が相互に連携し、協働して子育て支援に関わる取組を積極的に進めます。

また、本計画の具現化のためには、家庭、行政、地域、教育・保育機関、企業が密接な連携を図り、それぞれに適切な役割と責任を果たしていくことが期待されます。



３　計画の進捗管理

計画の推進に当たっては、各年度において計画に基づく施策の実施状況を把握・点検し、その結果をその後の対策の実施や計画の見直し等に反映させていくことが必要です。

本計画では、関連各課による施策・事業に関する事務事業評価を行うとともに、ＰＤＣＡサイクルによる効率的な行政運営を目指していきます。



第３期熊谷市子ども・子育て支援事業計画（案）

令和６年 12 月

発　行：熊谷市
編　集：熊谷市福祉部こども課
住　所：〒360-8601
　　埼玉県熊谷市宮町二丁目 47 番地 1
ＴＥＬ：048-524-1111
ＦＡＸ：048-521-0520